

「河川の河口付近におけるさけ・ます採捕の制限に関する委員会指示（案）について」  
 に対して寄せられたご意見等について

令和4年3月14日  
 石狩後志海区漁業調整委員会

石狩後志海区漁業調整委員会では、河川の河口付近におけるさけ・ます採捕の制限に関する委員会指示（案）について、令和4年2月25日（金）から同年3月9日（水）までの間、ご意見を募集したところ、計137件のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。  
 今後の当委員会での審議にあたり、貴重なご意見として承ります。

ご意見をお寄せいただきました皆様にお礼を申し上げます。

受付順	ご意見の内容
1	<p>長年サクラマス釣りしている、いち釣り人としては、誠に残念ではありますが、河口規制は止む無しだと思っております。</p> <p>今回の河口規制は、釣り人の排除が目的だと思われまます。</p> <p>ここ2年くらい釣り人の数が急速に増え、近隣住民の方達・漁業関係者に多大なご迷惑をおかけしてる現状です。</p> <p>特に古宇川河口は道内でも有数の大物のサクラマスが釣れるポイントなので私も通っておりますが、昨年あたりから過去に見たことが無いほど多くの釣り人が見受けられました。</p> <p>私も行く度に近隣住民の方に大変申し訳なく思っており、混雑している時などは、釣りをせずに帰ってきたこともありまます。</p> <p>例え全ての釣り人が、マナー良く釣りをしていたとしても、数が多過ぎます。あれだけの人数が集まるとなると河口規制がベストな選択だと思いまます。</p> <p>日本では釣りが誰でも簡単にできてしまうという現状に問題があります。アメリカでは釣りをするにもライセンスが必要で、持ち帰る数、サイズにも制限があります。ライセンス制にでもし、人数を制限するような状況にしない限り、現状の日本では、河口規制する以外には、なかなか良い解決方法は見出せないのではないかとと思いまます。</p> <p>今回の規制に関する意見募集は、SNSで拡散されており釣り人の間では圧倒的に反対意見が多いです。むしろ賛同する人がいたならば反感を買うものかと思われまます。</p> <p>私も釣りをこよなく愛する者として、なんとか河口規制以外で解決方法がないものかと思いまますが、代替案が思いつきまません。</p> <p>反対するならば、代替案も意見するのが適切ではないかと思いまます。</p> <p>代替案もないまま反対と意を唱えるのは、あまりにも無責任だと思われまます。</p> <p>今回、SNSで無責任にも何の代替案もなく意を唱える投稿を見て意見させて頂きまました。自分が釣りしたいという事しか考えていないと思いまます。私は人に迷惑をかけてまでも、釣りはするものではないと思っております。いつか、制度ができ人に迷惑がかからない良い状況が整い釣りができる日を切に願っております。</p>
2	<p>毎年春になると、陸からのサクラマス釣りを楽しみにしてまます。今回の規制については正直に申し上げて【反対】です。各河川の規制に対し親魚捕獲数を見る限り、資源保護の観点よりも迷惑な釣り人の排除が主目的であると感じられます。令和3年度に島牧の千走川での規制が増えまましたがその余波で古宇川、珊内川が特に多く釣り人が流れ込んできた印象があります。今回の規制が実現されれば釣り人は規制河川の近郊より排除されまますが、また別の地域の河川へ釣り人が集まり迷惑沙汰を起こし、新たに規制が増える。という繰り返しになるのでは？と思っております。規制をかけるのが手っ取り早く一番楽に迷惑な釣り人を排除できる方法ではありませんが、善良な釣り人のことも考えて頂けませんでしょうか？</p> <p>マナーの悪い釣り人だけを上手く排除するには有料ライセンス制が有効な手段であると思いまます。例えば3月1日～4月31日まで各河口はライセンス保持者のみ立ち入りが可能であり、5月以降は完全立ち入り禁止にする。また、親魚捕獲数増加のためにライセンス保持者は1日のキープ数上限を設定する。徴収したライセンス料はサクラマス養殖や釣り場の清掃整備費に充てるなど。</p> <p>具体的を実施するにはライセンスの金額、管理者や監視人員の設置等決めなければならないことも多くありますが、有料ライセンス制の導入については是非検討下さい。</p>

3	<p>さけますの釣りを楽しむ釣り人です。      今回の河口規制の概要について、意見を述べさせていただきます。      毎年、GWの前後の時期にはマス求めて積丹半島で釣りをさせてもらっています。      単刀直入に申しますと、<b>釣りをさせて頂きたい</b>。であります。      私は、船での釣りも楽しめますが、やはり北海道の大自然を感じながらの陸釣りは郷土北海道の誇るべき文化であると思います。      このまま、釣り場がどんどん少なくなっていくと北海道のルアーフィッシング文化が衰退してしまいます。      以上の件につき、宜しくご配慮賜りたくお願い致します。</p>
4	<p>さけます釣りをする釣り人です。      今回の、4河川の河口付近における、さけます採捕の制限について、現状維持をしていただきたいと思っております。</p>
5	<p>鮭ます釣りをする釣り人です。      今回の河口付近における採捕の制限について私は現状の維持を継続して頂きたいと考えます。</p>
6	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 親魚確保を目的として河口規制を見直すとのことだが、各河川数十～数百匹捕獲増加をさせるだけで河口規制を見直す必要があるのか甚だ疑問である。年間どれくらいの遡上が各河川で見られているのか把握しており、その結果この河口規制の見直しが必要とのことesっきり公表して頂きたい。</li> <li>2. さくらますの資源増加は遊漁者にとっても大切な事であり、その目的とのであれば、いくらでも協力は惜しまない。資源増大を図るのであれば、遊漁ライセンスの導入やメーカー協力の下での放流事業の拡大等の方法を取ったほうが、実質資源の増加につながるのでは？この程度の親魚捕獲の量を増やして、どの程度の資源増加を見込めるのか考えておられるのか疑問である。</li> <li>3. 今回の河口規制の拡大に関しては、釣り人のマナーが悪いことによる釣り場からの遊漁者の締め出しを考えての事であれば、なおさらライセンス導入等の別の方法を考えたほうがマナー向上につながると思われる。このような方法では一向にマナーが向上しないうえ、遊漁者が地域に貢献していきたいという気持ちを低下させ、地域にとっても不利益と思われる。</li> <li>4. 遊漁者に対する規制であるはずなのに、委員会に遊漁者の意見が反映させる人が一人も入っていないというのはおかしいのではないかと。このような話し合いから生まれた結果は力づくでも排除するという考えが見て取れる。何もサクラマスという資源は漁業関係者のものだけではないのではないかと。サクラマスは皆のものであることを忘れないで頂きたい。</li> </ol> <p>以上の理由で      今回の規制の拡大については反対である。      今回の河口規制の拡大を強引に決めるようなことがないようお願いしたい。      遊漁者に対する意見があるのなら、しっかりとした場所にて提案して頂き、それに対して遊漁者が考えていくような流れにさせていただきたい。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
7	<p>今までゴミ問題。揉め事に取り組んでできました。釣り仲間で協力しあい、釣り場所を無くしたくない為地元協力のもとゴミ清掃したり。漁師さんが流された網とかの清掃したりしてきました。規制が入るとの事でしたが、もう一度協議してください。地元の経済効果もかなりかわってきます。宜しく申し上げます。</p>
8	<p>さけます釣りをする釣り人です。      今回の河口付近におけるさけます採捕の制限について私は<b>現状の維持を継続していただきたいと考えております</b>。      資源保護を目的としての河口規制には賛同いたします。しかしながら釣り場減少の観点から考えると、対象地域で釣りをしていた人達が他の釣り場に集中するようになり、他の地域での環境悪化が懸念されるでしょう。      そうならないためにも我々釣り人が啓発運動を行っていきたくて考えているのですが、コロナの影響もありもう少し猶予があればと考えます。また、資源保護を考えましてもまずは春の河川でのヤマメ釣りのあり方を考えるのも一つの案だと思います。現状から言いますと河川でのヤマメの捕獲は一人あたり百匹を超えることも珍しくないのが事実です。まずは私たち釣り人のあり方じたいも検討し、私たち自身で啓発して参りますのでご検討のほどよろしくお願い致します。</p>

9	<p>昨今の釣り人人口の増加を鑑みるに、一定の制限は必須と思います。 特に河口周辺に暮らす方々への負荷、遡上するさけますについて考慮するに制限を設ける事は必要不可欠と感じるところです。 自分も釣りをする一人の釣り人として、できうる限りの行動、配慮をしつつ釣り場の存続に向けて各SNSでの問題提起、発信をしつつ、ゴミ拾いなど個人として出来る事を続けております。 しかしながら、自分を含め同様の行動をされている方々の努力を上回る勢いで釣り場となる場所のゴミ問題や騒音、違法駐車などの問題が後を絶たず、さらには貴重な資源であるさけます魚類の生息に対しても問題が懸念されます。 近年のコロナの影響により、アウトドアへの行動、特に釣りに関して驚くほどの人口増加が見られます。 この事から、採捕期間の規制というだけでなく、何らかの対策を打たねば今後更なる問題への発展が懸念されることから、河口規制に加え、以下のような取り組みが急がれると感じます。</p> <p>1. さけます採捕者（釣り人）に対するライセンス制の導入 ライセンス制に関しては海外はもとより、国内でも河川などでは普通に行われており、一定金額を支払ったうえで発行される鑑札を表示し釣りをするというもので、釣り人は日券、若しくは年券を購入することで釣りを行えるものです。 釣人が支払うライセンス料に関しては、放流事業や環境保全などに充てられ、釣りを楽しむ釣り人もその対価を支払い、資源保全にも取り組む事が出来ると同時に意識向上、マナーの遵守などが期待できるものと思います。</p> <p>2. ルール等の周知徹底の必要性 現時点では、釣り人に対するルールや法律の遵守等に関しては、特に定められたものが無く、釣り具メーカーや釣り人間で言われる事が中心で地域や該当者の知識によっても解釈が様々となっており、ライセンス制導入により、一定のルールや法律的な事柄について周知徹底が見込められると思われまます。 これらに違反する者はライセンスの保持非保持に関わらず、現場からの排除、若しくは法的罰則の適用も可能になり、現地でのトラブル防止に役立つと思われまます。</p> <p>特に規制エリアに住む方々、漁業関係者への負荷、負担もかなり軽減がなされると期待します。ルールに関しては、釣行毎の採捕数の制限なども含めることで資源の保護にも繋がると思われまます。道内のさけますを対象にした釣りは道内にとどまらず、日本各地から釣人が訪れます。少なからず貴重な観光資源でもあり今後もこの環境は保全していく事が何よりも重要と考えまます。その為にも、明確なルールの制定、ライセンス制度の導入は必須と考えまます。</p> <p>以上が現状自分が考え得る意見となります。 10年以上、様々な取り組みを個人的に行ってききましたが、効果は薄く、公的機関による制度設計、取り組みがなされる事を願ってききましたが、現状では釣り人を排除する「規制」の強化が目立ち、一釣り人として非常に悩ましく、悲しく思っております。 なにとぞ、意見の一部でも構いませんので検討して頂けますようお願い申し上げます。</p>
10	<p>今回の意見募集期間がとても短く感じまます。 規制内容につきましてさけます資源の繁殖保護については賛同できますが、一釣り人としてさけます釣りの最盛期ですのでライセンス制にするなどもう少し話し合いの場を設けてもらえたらと感じまます。 意見募集期間の延長などもお願いしまます。 急な案ですのでもう少し意見募集期間あつての事だと思われまますので、アナウンス等早めの周知あつての事だと感じまますので今回の河口規制につきましては前年と同様の期間でいいのではないかと感じまます。</p>
11	<p>今回の4河川の河口付近における、さけ・ます採捕の制限について、<b>現状維持をしていただきたいと思われまます。</b></p>
12	<p>北海道に生まれてずっと海と接してきて釣りをしている者です。 私自身は今回の制限予定の場所での釣行は少ないですが現状維持を継続していただきたいと懇願致しまます。 色々な事情も含めて制限予定だと思われまます。少しでも釣り人同士でも釣り場を自分のため、周りのため、未来の釣りの人に残すために一丸となり悪いイメージを払拭できるよう努力を行いますので宜しくお願い致しまます。</p>

1 3	<p>河口での鮭釣りは更に厳しい条件が必要かと思います。          駐車場問題、ゴミ問題等で近隣トラブルが絶えません。          特にご老人のモラルが悪く禁漁期間や禁漁場所でも自分は昔からここで釣りをしていたから関係ないと言われます。          何より地元は一切お金が落ちません。          船釣り等であれば、船代や現地コンビニや飯屋の利用をするが鮭の丘釣りは朝早く来て、店が開く前に帰ってしまいます。          落し物はゴミと鮭の死骸だけです。          現状の制限でいくのであれば、有料にすると良いと思う。          お金を払う事で意識と責任感が変化するのではないかと思う。駐車料金と言うスタイルで徴収し、ゴミ箱を設置し、徴収したお金をゴミ処理費用や港の美化活動費に充てると良いと思う。          何でも無料で釣りが出来るのは北海道だけかと思います。          ここで一度、しっかりと制限する事が未来の釣りに繋がると思います。</p>
1 4	<p>私自身、今回新たに制限をかける予定の河口で釣りをしたことはありませんが、現状維持を継続していただきたく思います。          理由といたしましては、河口規制を早めたところで違法な釣りをする人は規制に関係なく釣りをします。          まずは河口規制の時期を早めるのではなく、明確なルールを作ってみては如何でしょうか。          さけ・ますを採捕するにもルールがあります。          ただ最近はそのルールが物凄く曖昧なものになっているような気がします。各行政機関との連携は大変なのは存じ上げております。ただいきなり河口規制を早めるのではなく、正すところをしっかりと正してからでも遅くはないと思います。          まずは、違法な釣り人への罰則強化。          グレーゾーンとってあやふやにするのではなく、ルールをしっかりと明確にして取り締まる。          そして、近隣住民への迷惑行為・釣り場周辺の違法駐車を取り締まり等。これらの土台がしっかりしていなければ、河口規制の時期を早めたところで水産資源は回復していかないと思います。海は全てつながっています、一部の場所が規制によって守られても釣り人がいる限り根本は変わりません。</p> <p>大変なのは重々承知の上で意見させて頂いております。          河口規制を早めるよりも先に、やる事がたくさんあると思います。</p>
1 5	<p>桜鱒の親魚確保の数量問題と釣人の採捕数に関係性はあまりに非科学的で、あまりに安直な対策で、もしこのまま実施される様なことがあれば、釣人の団体及び釣具業界等から大きな反対運動を呼び起こす事になるのではないのでしょうか？          又、近年の鮭に傾倒化した増殖計画の一方で、桜鱒の増殖事業が殆ど止めた河川が多かった部分を見直した方が良いのでは？</p>
1 6	<p>今回の場所で良く釣りをします。          釣り場でのマナー、ゴミのマナーの向上に努めますのでこれからも釣りをさせてください。</p>
1 7	<p>変更しないでほしい。</p>
1 8	<p>河口規制、期間拡大して釣り人を排除したところで安定的に捕獲・採卵が出来るとは思えません。なので現状維持でお願いいたします。</p>
1 9	<p>毎年、北海道に行って釣りをするのを楽しみにしています。          規制は現状維持でお願いします。</p>
2 0	<p>毎年、北海道での釣り旅行を楽しんでいます。          河口規制は現状維持でお願いします。</p>
2 1	<p>道央を中心に釣りをさせていただいている釣り人です。          今回の規制区間で釣りもさせて頂いています。          さけ・ます採捕の制限について  <b>昨年までの現状を維持して頂きたいです。</b>          それこそ私はルールを守って釣りをしています。          正直、年々釣り人も増え色々問題も浮上している現状も知っているつもりです。          今後今まで以上に釣り場でのモラル等の改善、向上に協力・実施していきますので、どうか今の規制ルールでやって頂きたいです。          お願い致します。</p>
2 2	<p>資源保護に関しては、賛成ですが時期を早めすぎだと思えます。さすがに発表も遅いのでどうかと思います。去年の島牧方面も突然でしたね。無理だと思えますが期間の変更をお願いします。</p>
2 3	<p>さけます釣りをする釣り人です          4 河川の河口付近における、さけます採捕の制限について現状維持をしていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。</p>

24	<p>さけます釣りをする釣り人です。釣り人にとっても大切な資源と考えます。しかし、明確な減退量の公開も見当たらず、急に制限をかけるのはいかがなものかと思えます。</p> <p>近年、釣り人のマナー・モラルの欠如はとて多く見受けられ、楽しく釣りをする状況ではなくなっていることは確かです。</p> <p>今後より一層、釣り場の環境保全、近隣住民の方への迷惑をかけない等心がけていきたいと思えます。そのため採捕の制限についても現状維持を希望します。</p>
25	<p>釣歴27年、岩内や神恵内は小学校の時から通っています。たくさん思い出がつまった場所です。最近では、心の病になった際にこの場所に救われました。サクラマスベストシーズンにこの場所で釣りができないのは本当に辛いです。引き続き、訪れた際のゴミ拾いとキャッチアンドリリースを基本とします。是非とも、今回の制限案はやめていただきたく、お願い致します。</p>
26	<p>釣り歴30年をこえています。春のサクラマス釣りは毎年とても楽しみにしているかけがえないものです。最近ゴミのポイ捨て等のマナーも悪く、目につくものは拾うようにしています。今後もマナーを守り環境を守っていけるよう努力致します。</p>
27	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) サクラマスの資源の安定的かつ持続的な利用の促進には同意します。</li> <li>2) しかし、今回の河口規制によってどれだけ親魚の河川遡上が見込めるのか、定性的な意見でしかなく、定量的なデータのもとになる資料がなく、効果があるのかどうか疑問に感じる。</li> <li>3) また、今回の意見提出方法と期間について、日数が短くまたFAXと郵送のみといった内容はパブリックコメントを集めるといった目的なのか疑問に感じる。最低限メール等でも送信でき、かつ、この意見書がどのような内容だったのか発信していただきたい。</li> <li>4) よって今回の河口規制の概要については同意できない。</li> <li>5) 漁業者・釣り人とお互いの意見を議論し、(場所・時期を決め入漁料などを決め、その資金で養殖場の活用資金にするなど) 今後のお互いにとって有効なさくらマス資源の利活用を図り、お互いに協調しあえる環境作りが必要で急務であり、今後の委員会に期待したい。</li> </ol>
28	<p>○ 要旨 この度はコロナ禍の多忙な中、河口付近におけるさけます採捕の制限について意見募集の機会を与えて頂きありがとうございます。私は釣り人ですが委員会が提案されたこの度の規制の目的については同意であります。その中で具体的に規制内容について意見を述べさせていただきます。提案させていただきたいテーマは「漁業と遊漁の共存」です。</p> <p>○ 内容</p> <p>1 珊内川 規制範囲については同意します。規制期間に関しては5月1日から8月31日への変更を提案します。理由としては令和3年度の親魚捕獲数60匹は規制を布かない状況での実績としては十分であると考察されます。この度規制を布くのであれば4月からではなく、5月からにしたとしても令和4年度親魚捕獲数の目標数を十分確保できると見込まれます。釣り人として良く珊内川河口周辺でサクラマスを目撃します。確かに4月に来遊はしておりますが5月以降の方が量が多いというのが釣り人としての意見です。よって来遊数が不安定な4月は規制にするのではなく、5月から規制にするのが漁業と遊漁の共存が達成できると私は考えます。</p> <p>2 古宇川 規制範囲については同意します。規制期間に関しては現状の5月からのまを提案します。理由としては古宇川のサクラマスというのは、釣り人はほとんど釣れていないのが現状だからです。新規で親魚捕獲河川として捕獲を行うことはサクラマス増殖に有効な手段であることは認識しています。しかし変更される規制範囲に拡大されるだけで令和4年度の100匹を達成することは容易です。私は長年竜神岬の愛称で知られる古宇川河口周辺で釣りをしたり、周囲の釣り人を見たり、仲間からの釣果を聞いておりますが残念ながら人数に比して釣れている数というのは実際かなり少ないと感じます。4月は50人いて0匹ということは普通に起こっております。我々釣り人のレベルが低いことも原因かもしれませんが、実際釣れていません。確かに当たり年というのは存在しますがその場合は親魚の捕獲も並行的に容易であると認識します。ですので規制期間を5月からのまを提案します。</p> <p>3 野東川 規制範囲については同意します。規制期間に関しては5月から8月19日までを提案します。規制を布くのであれば4月からではなく、5月からにしたとしても令和4年度親魚捕獲数の目標数を十分確保できると見込まれます。釣り人として良く野東川河口周辺でサクラマスを目撃します。確かに4月に来遊はしておりますが5月以降の方が量が多いというのが釣り人としての意見です。よって来遊数が不安定な4月は規制にするのではなく、5月から規制にするのが漁業と遊漁の共存が達成できると私は考えます。</p>

28	<p>4 尻別川 規制期間及び規制範囲について同意</p> <p>○ その他</p> <p>本件とは関係ありませんが、古宇川河口の駐車場を有料にすることもサクラマス放流事業に対する一つの有効手段であると考えます。残念ながら近隣住民からドアの音がうるさい等の声があがっていることは承知しております。しかし古宇川河口は釣り初心者のエントリーが容易かつ積丹半島の地形上の特質からいってもアクセスしやすい地域であることは変わりません。漁業と遊漁の共存を図るべく遊漁者からお金を徴収することが有効だと考えます。この駐車場を有料にすることにより、古宇川近くにある「夕美の宿、民宿きのえ荘」を利用すれば無料でできる等のキャンペーンを実施して地域活性化を図ることができると期待できると推察します。釣り人というマイナスを経済活性化のプラスに転向する、漁師の方々が生活をかけて行っている漁業等のリスクを遊漁側も負う。そういった発想の転換によりWin-winの関係を築くことが重要だと思います。この方法は他地域でも同様のことが言えると私は思っております。一部の理解ある釣り人からはライセンス制を囁かれておりますが、現実的ではない又は施行までに時間がかかる、というのが私の主観です。漁業主導で仮に厳格な規制を布き、サクラマスの数が回復したとして漁業の担い手等は十分でしょうか。地元の方も納得するシステム、サイクルを作り、地域経済を強化、若い人員の流入により伝統の継承が行える。結果、釣り人も含めて全体の幸福になると私は思っております。出過ぎた意見かもしれませんが、しかしお互いのより良い関係の為ぜひともご一考いただきたいと思います。拙い文章ではありましたが長文を読んで頂きありがとうございました。</p>
29	<p>この度の河口付近におけるさけ・ます採捕の制限について</p> <p>私は現状維持を望みます。</p> <p>資源保護は理解できますが委員会指示を出すならば納得のできるデータや根拠を示していただきたいです。</p> <p>また、今後この様な指示を発動する場合には関係者だけでなく市町村住民、その場所を利用している釣り人などに対する説明会及び質疑応答の場を設けていただきたいです。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
30	<p>従来通りの河口規制を希望します。</p>
31	<p>私は、周年を通して定置網漁業、底建網を営んでおり、漁協が行う、さけます増養殖事業にも従事し、長年にわたり資源増大に取り組んでおります。</p> <p>近年、放流事業を行っている野東川河口付近において、さけますを対象とした遊漁が増加し、遡上するため来遊して来たサクラマスが大量に捕獲されていると聞いており、資源増大に向けて取り組む我々にとっても憂慮すべき問題と考えております。</p> <p>漁業者、特に我々定置漁業者は、その回遊してくる魚を漁獲の対象として場所を選んで漁具を設置している訳ではなく、待ち網にて来遊魚が網に入ることを期待しながら操業しているため、資源が増えなければ来遊魚も増えては来ませんので、野東川への遡上、産卵を阻害する行為はできるだけ規制すべきと考えております。</p> <p>このため、この度の河口規制強化は有効な手段と考えておりますので、宜しく願います。</p>
32	<p>私は、長年にわたり、定置漁業に従事しており、所属漁協においても、サクラマスの資源増大を図るべく、毎年、稚魚放流を実施しているが、そのような中、年々、遊漁者数が増加し、産卵を目的として回遊して来る、サクラマスが大量に捕獲されている現状にあります。</p> <p>漁業者は、その回遊して来る魚を漁獲して生計を立てているため大変大きな打撃を受けており、漁協が取組む資源増大事業にも支障をきたしておりますので、この度の河口規制強化は有意義なものと考えておりますので、宜しく願います。</p>
33	<p>一釣り人として率直な感想を申し上げるなら、河口規制の強化によって釣り場が減ってしまうのは悲しいですし、近年釣り人口が増えていることも相まってより一層釣り場の確保が難しくなります。</p> <p>ですが、資源確保のために規制の強化は致し方ないと思います。</p> <p>そこで、河口規制を強化するよりも、遊漁券を発行するというのはいかがでしょうか。有料制にすることによって、資源確保はもちろん、マナーの悪い釣り人の排除、組合様の資金確保にも繋がるため様々な面でメリットが見られると思います。</p> <p>もし、何らかの弊害があり遊漁券の導入が難しく河口規制の強化をせざるを得ない場合は、罰則を徹底していただきたいです。</p> <p>本来であれば、釣り人が自主的に規制を遵守すべきなのですが、どうせ1発逮捕はないだろうと、規制を無視している人が少なくないのが現実だと思います。</p> <p>拙い文章で恐れ要りますが、意見は以上となります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
34	<p>後志地域での、サクラマスの親魚確保を河口規制を見直すことでどれだけの資源維持を見込めるのかを、もう少ししっかりと検証した上で河口規制を見直して頂きたいです。</p> <p>河口付近での「釣り」による採捕が、果たしてどれだけの影響があるのでしょうか？</p> <p>もっと他に、来遊数に影響を及ぼしている原因はないのでしょうか？</p>

35	<p>新たな河口規制は中止して、現状維持をお願いしたい。意見募集に関して一言。今の時代、FAXは不便。メールやフォームが使えればもっと広く意見が募集できると思います。よろしくお願いいたします。</p>
36	<p>近年、河口での釣り人が増加していることから、サクラマス資源保護（親魚の確保）のため、来遊実態を踏まえた規制期間の変更について賛成します。</p>
37	<p>拝啓</p> <p>日頃より、漁業調整委員会様には、お世話になっております。さて、今回の制限について、意見を述べさせていただきます。</p> <p>私は、春の時期のサクラマス釣りを趣味にしています。今後も、釣りを続けたいと考えています。しかし、今、かなりの問題があがってきているのを見聞きしております。</p> <p>(1) 駐車禁止の場所への駐車や、民家の方の駐車場を占領したり、深夜、早朝から車の音をたてたり騒ぐ者。</p> <p>(2) ゴミを持ち帰らず、平気でそこら辺に捨てていく者。(釣り糸なども含む)</p> <p>(3) 民家の周りで、排便をし汚す者。</p> <p>(4) 漁具等を移動させたり、燃やしてたき火をする者。</p> <p>(5) 漁業関係者の方に注意を受けても、それを聞かないばかりか文句を付ける者。</p> <p>(6) 大量に釣って持ち帰る者。</p> <p>そこで、次のことを併せて提案をしたいと思います。</p> <p>(1) ライセンス制を課すこと（アユの釣りや、アメリカ、NZ、カナダなどを参考に）。</p> <p>ア 日券を発行し、3,000円とする。</p> <p>イ 年券を発行し、30,000円とする。</p> <p>ウ 釣りの最中には、鑑札を必ず見えやすい箇所に身体に付けること。</p> <p>(2) レギュレーションを設けること。</p> <p>ア 持ち帰られるサケ・マスは、1日一人2匹までとし、それ以外はリリースすること。</p> <p>イ 必ず、ライフジャケットを着用すること。(桜マーク・Aタイプ)</p> <p>ウ 漁業関係者等の注意事項には、絶対に従うこと。</p> <p>(3) 罰則規定等</p> <p>ア ライセンスを購入しない、レギュレーションを守らない、その他上記(1)から(6)のマナー等に反する行為をした場合は、警察の協力を得て、注意、検挙、釣具の没収を行う。</p> <p>最後になりますが、私は、これからもサクラマスの釣りを続けたいと思います。そして、何よりも、息子の代、孫の代までこの釣りを続け、その行為をとおして海の怖さや素晴らしさ、漁業への理解、魚食文化の維持向上を図り、漁業の発展を願うところです。</p> <p>どうか、ご理解いただき、ご高配を賜りたいと存じます。</p> <p>まだまだ、寒い日が続きます。どうか、御自愛ください。</p> <p style="text-align: right;">敬具</p>
38	<p>さけます釣りを楽しむ釣り人です。</p> <p>本件に関しましては現状維持をお願いいたします。</p> <p>規制されることによって他地域で釣場に対して釣り人のキャパオーバー、それによる周辺トラブルのさらなる増加が懸念されると思います。</p>
39	<p>資源の維持、増大は漁協が取組む重要な事業の一つであり、私も長年にわたりサケマスの捕獲、採卵、種苗生産等増殖事業に積極的に協力し取り組んでいます。</p> <p>近年、野東川でのサクラマスの捕獲尾数が減少傾向にあり、資源の維持や増大を図るため、本年度より捕獲計画の見直しを行いながら、捕獲尾数を増やし、種苗の確保を目指すこととしておりますので、今回の河口規制強化は種苗確保のための観点からも有効な手段と考えていることから賛成です。</p>
40	<p>私は、長年にわたり漁協が行う、さけます増養殖事業にも従事し、資源増大に取り組んでおります。近年、野東川に遡上するサクラマスが減少傾向にあり、資源増大を図るため、本年度より捕獲計画の見直しを行いながら、捕獲尾数を増やし、種苗の確保を目指すこととしておりますので、この度の河口規制強化は種苗確保のための有効な手段と考えており、賛成します。</p>
41	<p>河口付近におけるさけます採捕の制限について、<u>現状での制限を継続していただきたい</u>と考えます。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
42	<p>今まで通りサケマスの釣りがしたいので今回の河口規制には断固反対します。</p>
43	<p>規制に反対ではないのですが、河口規制よりも沖の遊漁でのライセンスを見直す方が良いのではないかと思います。</p>

4 4	<p>サクラマス資源の維持・増大を図る目的には賛同しますが、今回の規制の元になる具体的な根拠となる数値を確り開示してほしい。また、規制を強化するからには、結果の検証を確り行ってほしい。</p> <p>規制するにあたって、一部の者が得になるような内容ではなく、漁業関係者、遊漁船、陸からの釣人など区分して、各捕獲数を比較し、どの様な規制が効果があるのか検証してほしい。</p> <p>釣人の感覚からすると漁獲量が圧倒的に多く、漁業の方法や規制（小さい個体はとらない、口黒期などの小さい個体が多く市場に出回っている。また、河口規制同様の禁漁期間の設定など）をした方が資源の維持・増大に繋がると思う。</p>
4 5	<p>規制の決め方、理由に納得がいきません。このようなことをされると大好きな釣りをするとこがなくなってしまいます。</p>
4 6	<p>現状維持でお願いします。</p>
4 7	<p>規制の決定が急すぎるかと思えます。</p> <p>現状のままとはいかないにしても、猶予期間が短く、ルール決めが必要かと。</p> <p>むずかしいとは思いますが駐車場を有料にして管理するなどお互いにウィンウィンの関係がよいかと思えます。</p>
4 8	<p>やめてください!!</p>
4 9	<p>島牧村に住む釣りが趣味の者です。</p> <p>昨年、千走川の規制の際も意見を述べさせていただきました。</p> <p>資源保護を目的とした規制には、賛成です。</p> <p>しかし、今回の河口付近の規制についての意見ですが、昨年度の古宇川は目視で確認できるレベルでかなり遡上数があったと思えますが、親魚の捕獲がゼロとなっています。</p> <p>どのような時期、方法により捕獲ゼロに至ったのかなど、そういった調査内容についても公開できる範囲で構いません、資料を公開していただきたいです。</p>
5 0	<p>釣具メーカー勤務のため、仕事を通して関わっているため、意見を送らせて頂きます。概要に書かれている親魚捕獲数は河口規制をせずとも捕獲方法を工夫することによって達せられる数ではないでしょうか。仮に工夫しても無理でしたら、河口規制したところで達せられるとは考えにくく、もっと根本的なことに原因があるのではないのでしょうか。釣り人を締め出すだけで結果がともなわないことになってしまうのではないのでしょうか。</p> <p>再検討いただけることを望みます。</p>
5 1	<p>さけます釣りをこよなく愛する釣り人です。</p> <p>この度の河口付近におけるさけます採捕の制限につきまして私は、現状の維持を継続して頂きたいと要望致します。</p> <p>釣り場の環境のクリーン活動、地元の方々や周辺施設などへの迷惑を決してかけない、魚の乱獲はしない等、これからも釣り仲間などと連携しながら取り組んで参りますので、是非ともよろしくお願い申し上げます。</p>
5 2	<p>釣りを趣味として楽しんでいる者として今回の河口規制、期間の延長に大変残念に思っております。</p> <p>以下に意見を述べたいと思えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 規制を強める事によって、路上駐車、私有地の侵入、危険エリアでの事故が増える可能性がある。</li> <li>2. トラウトフィッシングの聖地としての観光産業に対する影響</li> <li>3. それ以外のエリアに釣り人が集中することになり、喧嘩や必要以上の場所取りが起きる。</li> </ol> <p>改善策として・・・</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 駐車スペースの有料化 収益で清掃、管理に充てる。</li> <li>2. 釣りマナーの啓蒙活動 ほとんどの釣り人はマナーを守っています。釣り人＝マナー悪い ではないです。</li> <li>3. 釣った魚の本数制限 本数制限を決めると実際はほとんどの人が守ると思えます。他の釣り人の目もあるので、資源の枯渇を防ぐ</li> <li>4. ライセンス化 手続きをしてきちんとライセンス化する ライセンス取得の際に釣りやマナーを呼びかけ</li> </ol> <p>個人、法人として出来ること 自身が参加している YouTube の中で啓蒙活動をやっていく 会社として年2回 河川敷や公園などの清掃をやっています、コロナが収束したら、海のゴミ拾いなどもやっていこうと思えます。 経験上、一つのゴミが多くのゴミを呼んでしまいます、常にキレイな状態であればそこにゴミを捨てる人は中々いません。 今後も釣り場をきれいにしながら釣りを楽しみたいです。</p>

5 3	今まで通りでお願い致します。
5 4	<p>1. 禁止期間の妥当性について  規制期間を一律に4/1からとしているが、4月中の規制によりどのくらい遡上数が増えるのか根拠が示されておらず効果が不明瞭である。また、一般に流程の長い河川ほど早く遡上する傾向がみられるが、河川規模がバラバラな4河川を同一期間で漁業及び遊漁を規制するのは過度の権利制限と考える。  さらに、規制期間終期はこれまた一律8月（漁業調整規則と連なって）となっているが、当海域での7~8月のサクラマス漁獲数は非常に少なく遡上も期待できないように思われ、終期を8月とするのは過度の権利制限と考える。</p> <p>2. 令和3年12月16日開催第22期第4回議事録（別添1）によると、IHN対策のための親魚捕獲数増加を目的のようにあるが、飼育密度が増せば発病率も高まるのは自明であり、畜養池の増設など先に増殖施設整備を行うなどする必要のあるのと考え。  事実、先んじて河口規制がなされた千走川産の幼魚約17万尾をIHNで殺処分しており、適正な密度管理がされなければ今後も同様なことが繰り返されるのではないかと考える。</p> <p>3. 2. で述べたように今回の指示は千走川の親魚捕獲数減少を補うことが目的のようであるが、現時点においてどのくらい減少するか不明であり、昨年からの河口域の指示がなされた当河川においてはその保護効果により親魚捕獲数が増加する可能性も否定できません。  未だ起こってもいない事象に制限をかけることは明らかに過剰で問題があり、漁業法第120条に照らし合わせても必要な指示に該当するとは考えられません。</p> <p>4. 現時点で令和4年度のサクラマス増殖計画は未策定であり、今回設定れさせている親魚捕獲数の根拠はどこにあるのか不明です。  また、令和3年度速報値（別添2）によると尻別川ではサクラマス親魚捕獲数が計画比2倍以上の3600尾を超えており、年変動があるとはいえ現状で充足可能と考えられる。  一方、野東川では近年の親魚捕獲実績がなく、その実効性に大きな疑念があり今回の対象から排除するべきと考える。  よって、少なくとも尻別川、野東川の2河川の新たな河口規制は不要と考える。</p> <p>5. 各関係先との協議の経緯が2で述べた議事録しかなく意見しようにも判断材料が乏しい。  それ以外の委員会開催結果についても評決のみの掲載であり、義務付けられている議事録（議題の内容等）の公表がなされていないことは大きな問題である。  漁業者以外にも広く一般に権利制限をかける本件においては、これまでの経緯や実効性、資源評価など十分に公開する必要があり、情報公開も乏しいまま公聴会すら開催せずに新たな指示を設けることは大きな問題があると考え。</p> <p>6. さくらます資源については、さけます・内水面水産試験場の研究（別添3）によると「近年においては資源動向に明瞭な増減傾向は認められませんでした。」とあり、今般周知期間も無く急ぎ規制を図る必要性は無いと考える。  また、対象河口域での釣獲による採捕数やその資源への影響について調査した実態も無く、今回の委員会指示による資源保護の効果が不明瞭である。  さらに、当海域においては既に「さくらます船釣りライセンス制」が指示されており、二重に規制を設けるといっては過剰な権利制限とも考えられる。</p> <p>7. 釣り人界限では、陸上のゴミや駐車マナーの問題解決に委員会指示が利用されるとの意見がある。これまで述べたように現時点において急ぎ資源保護の必要性が乏しいなかで本指示が発動されれば、委員会や行政への大きな不信感が募ることと考える。  また、これが今回の指示の目的の一部であったとしても漁業法を逸脱しており事実であれば大きな問題である。  趣旨が違うのであれば、今後の信頼を得るためにも誤解を解くべく十分な説明がなされるべきと考える。</p> <p>8. もし委員会指示が発動されたとして、年度毎に親魚採捕数や資源評価など公表されるのか。  また、その評価次第では令和7年を待たずして変更はあり得るのか。  権利制限に見合う効果を示すことによって、広く道民に同意が得られるものと考え。</p> <p>9. 本指示案は一般の釣り人を念頭にしているものと思われるが、4/1からの規制というのは周知期間も無く急すぎるのではないかと考える。  他の海区委員会では都道府県で定めた「県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）に関する要綱」に基づいて意見募集しているが、知事部局でないとはいえこれに準じた対応</p>

<p>5 4</p>	<p>が求められるのではないかと考える。</p> <p>意見募集の注意事項に「また、これらの情報は意見の内容に応じ、北海道庁及び出先機関等で利用する場合があります。」ともあり、道が定めた要綱に則った意見募集をすべきと考える。道民意見提出手続に関する要綱によると「募集期間は原則1ヶ月以上、意見の提出方法は電子メール、ファクシミリ、郵便又は電子申請サービスによる」とあるが、今回の意見募集はこれを遵守されておらず、特に現在の通信の主要手段である電子媒体を排除した今回の意見募集方法は大いに問題があると考ええる。</p> <p>10. サクラマス資源の保護という観点から漁業者や行政が行う対策はほかにもあるのではないか。その生態上、シロサケ・カラフトマスとは異なり河川内での生育環境に資源が大きく左右される事もかんがみて、放流一辺倒ではない河川環境の改善など必要と考える。また、今回は千走川の不足分を補うことが目的のようだが、他河川産種苗の移植放流は遺伝子のかく乱を招き、長期的には回帰率の減少につながるとの研究もある。今回のように安易に委員会指示に頼り、放流の数合わせするというのはサクラマス資源の保護にはつながらないものと考ええる。</p> <p>11. 今回募集した意見について、回答はいただけるのか。</p> <p>海区漁業調整委員会及び道行政の信頼を得るためには誠実な対応をお願いするところで。例えば、「ブラックバス等外来魚の再放流禁止の指示について」（山形県内水面漁場管理委員会：別添4）のような形での回答および公表を望むところです。</p> <p>＜最後に＞</p> <p>今回意見募集のあった海区委員会指示案について、サクラマス資源の保護や回復といった理念からは有意義なもの一見思われるが、その実効性や規制の妥当性へ大きな疑義が生じること、またそれに比べて一般の方が被る権利制限の大きさを鑑みるに多くの道民に広く合意が得られるものとは考えられず、今般意見するところであります。</p> <p>また、意見募集の方法についても広く意見を求めるような形になっておらず、その姿勢に大きな問題があり、非常に残念に思います。</p> <p>一方で、海域におけるランセンス制の導入など適正な資源活用やルールづくりにご尽力いただいております。一釣り人として感謝申し上げます。また、一部の欠如したマナーや公序良俗に反した行為に心傷んでいる釣り人も多くいることをご理解いただきたい。</p> <p>将来的には河口を含む沿岸域でのライセンス制度導入などご検討いただけると釣り人の意識も変わっていくのではないかと思います。</p> <p>今般、長々と11項目に分けて意見させていただきました。何卒、精査ご検討いただきますよう、よろしく願いいたします。</p>
<p>5 5</p>	<p>河口付近におけるさけます採捕の制限について意見を述べさせていただきます。</p> <p>サクラマスの資源維持・増大を目的とするとありますが、何故4月1日からなのでしょう？サクラマスは3月～5月にかけ河口には寄ってきますが実際に川に遡上するのは6月～8月にかけてで、やるなら3月1日からではないのでしょうか？資源保護と謳いながら明らかに釣り人を排除する意図が伺えます。</p> <p>確かにコロナ渦で釣り人が増え騒音・ごみ捨て等マナー違反が多々見受けられるのも事実ですが、あまりに急な決断ではないでしょうか？</p> <p>昨年の島牧村千走川の河口規制も同様ですが、急ではなくもっと1年以上前から各方面より意見をいただく等を行ってからやるべきでは？</p> <p>今回の意見募集についても2月25日～3月9日と10日間と短い期間で、しかも良く調べないとわからないところに記載してあり、形式上意見募集してるようにしか思えませんが実際のところはなんですか？本当に資源保護が目的と言うのであれば河口規制には反対しませんが、もう少し釣り人にも寄り添うべきかと思えます。</p> <p>提案としまして下記ルールを設定したライセンス制度の導入を検討していただきたく思います。</p> <p>①一日に釣りできる人数制限（日の出～没日まで午前50人、午後50人）</p> <p>②サクラマスキープ数制限（1人2本等）</p> <p>③ライセンス制（1日 2,000円、シーズン券午前20,000円、午後15,000円等抽選にて）上記のようなルールを設定すれば、駐車場の管理費、稚魚の放流資金等に役立つと思えます。地域住民への深夜のマナー違反もなくなり、お金を使うことにより地域にも貢献できると思えます。</p> <p>浜益川のサケ調査が良い例かと思いますが・・・</p> <p>最後になりますが意見を集めて何をどのように考慮して決定するのかを、具体的にホームページで公開していただきたいと思えます。</p>

56	<p>資源を増やしていく点で見ると重要なことではあると思います。  ただ、規制が増えていくと釣り場がなくなっていく、どこかに人が群がるような気もしています。最近の釣り人のマナーも気になります。現状維持を希望しますが、資源保護の点も考慮し、釣りの条件をつけてみるのもいいかと思ひます。  ライセンス制にし、集金を行いその資金で繁殖に利用するとか、マナー等を厳守させるように誓約書を記入してもらおう。一人あたりの漁獲本数を制限するとか、資源保護の点及び釣り人の点両方にどこかで折り合いをつけてもらいたいと思ひます。また、資源が確保できれば今後、釣り場としていい場所になっていけたらなと思ひます。楽しく釣りをしたいです。ご検討のほどよろしくお願ひします。</p>
57	ざんねん
58	<p>昨今、コロナの影響もあり、釣り人増加、更に釣具の進化と鮭鱒の資源を釣り人が減らしているのも否めません。現状の放流数のまま釣り人を、場所を制限するのではなく、釣りより遊漁料を徴収し、それを稚魚放流費に充てるといった感じが良いのでは？と感じます。  ※本州でもライセンス制など取り組んでいますよね。当然、漁業関係者の収益を優先すべきと思ひます。</p>
59	<p>私は釣り愛好家です。河口規制の追加・期間延長に賛同いたします。また、賛同とあわせて追加提案を以下に示します。</p> <p>【提案1】 規制期間の拡大  近年の釣り人増加に伴い近隣住民の平穩な生活が侵害されており、資源保護を名目に立入禁止措置は確実かつ即効性があり有効だと考えます。釣り愛好家としては日中(10~16時等)の許可をお願いしたいところですが、資源保護を名目とするためやむを得ないと考えます。これを機に「近年の遡上傾向を鑑み」等の理由で後志管内すべての河口規制開始を4/1に変更することを提案します。また、放流採捕の有無に関わらず民家と隣接する河口に範囲を拡大することも併せて提案します。</p> <p>【提案2】 さけます釣りにおける3本針、4本針の使用禁止  本件とは関係ありませんが、近年3本針を使ったサクラマス引掛行為が横行しています。大半は意図しない引掛ですが、極めて高い確率で引掛かる釣り方が流行しており、魚体損傷のほか、紛失したルアーによる漁網損傷ならびに漁業者の怪我が懸念されています。漁業調整規則34条2(2)の引掛釣り禁止の項に「3本針、4本針の使用を禁ずる(ただし船釣りを除く)」を追記してはいかがでしょうか。これを適用すれば、鮭の引掛釣りも容易に取り締まり可能となり密漁が減るものと考えます。</p> <p>【提案3】 ゴムボートの漁港使用の緩和  私は船舶免許を所有していますが、可搬性の問題から全長3m未満の小型船舶を使っています。我々ゴムボート使用者は、漁業者指示のもと安全な漁港から出船したいのですが小型船舶に漁港使用が認められていません。このため、やむなく危険な海岸から出船し、漁業者の目が届かない所で遊漁を行っています。漁業者の不信感を払拭するためにも、船舶免許を有している場合は、各漁港のルールに従い漁港を使用することを認めていただきたいと考えております。</p>
60	①新たな規制を検討している箇所と期間をライセンス制で解放をお願いします。
61	河口規制の変更は見送って頂きたい。親魚確保と言うよりも、釣り人のマナー違反が大きな問題なので(ライセンス制とか何か手段はないでしょうか)
62	<p>河口付近におけるさけます採捕の制限について  本件の目的であるサクラマス資源の安定的かつ持続的な利用に向けては、“採捕規制”と“種苗生産”を両立させることが重要であり、ご提案する河口規制は目的に反すると共に、地元産業にとって不利益であると考えことから、下記のとおり意見致します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 採捕規制  サクラマス資源の保護においては、既に制度運営されている船釣りライセンス制と同様に、当該地域入釣者へのライセンス制を導入することを意見します。制度は漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に合致するものと考えます。  ライセンス発行の事務手続きと地域の管理は地元団体へ委託し、必要な費用をライセンス料金に計上することで、地元産業へ貢献可能な制度となります。入釣者の排除は収益確保の可能性を排除することでもあり、地元産業にとって不利益であると考えます。</p> <p>2. 種苗生産  種苗生産施設の運営費用として入釣ライセンス料金を充てることを意見します。種苗生産施設の運営は沿岸漁獲を原資とし、漁獲量に応じて種苗生産施設へ協力金として配分する場合があります。しかしながら、昨今の海洋環境の変化により漁獲量の変動は著しい状</p>

	況です。漁獲量を原資とした運営は種苗生産におけるリスクであり、運営危機からサクラマス資源を減らす懸念があります。公的補助を得ることなく、広く収益を確保する制度設定により、サクラマス資源の安定的かつ持続的な利用に貢献するものと考えます。 以上
63	河口付近におけるさけます採捕の制限について 令和4年2月25日付けの石狩後志海区漁業調整委員会による、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づく委員会指示（案）につきまして、下記のとおり意見致します。 記 意見内容 ア）今回の指示案につきましては、珊内川、古宇川、野束川、尻別川の親魚捕獲数増加については同意いたします。 イ）それに伴い各河口の規制エリアの指定、規制期間の指定につきましては、捕獲数増加に見合った規制の内容とは思えず同意できません。 ウ）さけます資源の繁殖保護には賛同できますが、釣り人が開かれた海でさけます釣りを楽しめる最盛期ですので、この期間の規制はご配慮願いたい。 エ）釣り人のみに対するご意見でないのはご承知しておりますが、意見聴取のみで話がまとまらないのであれば、お話し合いができる場を作っていただくことを望みます。 オ）今後同様の意見募集があるのであれば、意見募集期間を一か月程度設け、電子メールでも意見できることを望みます。現状では期間が短く、意見募集をするのに費用が発生します。 カ）委員会指示が発動し、令和7年8月31日を向かえた場合、指示再延長はあるのでしょうか。その際再び意見募集があるのか可能であれば同通知に記述していただきたい。 キ）「本（案）は、提出いただいた意見を考慮した上、決定することとしております。」と記載されておりましたが、表現が漠然としていて、その後どうなるかわかりづらいです。「賛成の意見が反対を上回ったら～する」等の表現の方が一般の方にはわかりやすいのではないのでしょうか。 ク）一釣り人として、節度ある採捕とマナー向上に努めるほか、可能な限り指定エリアの町でお金を消費し、町の発展と活性化を微量ながら図らせていただきます。 以上
64	サケ・マス釣りを長年楽しませていただいています。今回制限される場所で釣りをすることがありますので、現状の維持を継続していただきたいと思えます。こちらに意見するだけでなく、ゴミ拾い等で釣り場のモラル向上を目指し努力する所存です。
65	鮭鱒釣りをよくする者です。現状の規制を維持するようお願いいたします。釣り人のマナーの悪さが起因するところが多分にあると思えますが何卒ご配慮願います。
66	積丹でよく釣りをする釣り人です。今回の河口付近におけるさけます採捕制限について、可能であれば現状を維持していただきたいと思えます。
67	資源保護の観点から制限を強化することについては賛成です。
68	釣り好きの友人によると、サクラマスは珊内川河口付近に限らずどこでも釣れる魚種なので、私は今回の規制による影響はないと考えます。むしろ、本規制によりサクラマスの資源造成が推進されることは、釣り人にとっても漁業者にとっても有益であると思われるので賛成です。
69	サクラマスは、村にとって大切な水産資源です。資源保護のため、制限を強化することは当然だと思えます。したがって、規制案に賛成します。
70	神恵内村の漁師は、年々サケマスの漁獲量が減っていて経営に困っています。古宇川と珊内川は、そ上してくる親魚が多く大切な川です。今回の規制は資源を増やしていくために必要な取組です。釣り人の方も理解してほしいと願っています。
71	資源保護の観点から制限を強化することについては賛成です。ただ、さけます資源について遡上数・回帰率等効果や資源減少状況などHPなどで開示し、さけますが身近なものになれば、更に制限等理解を得やすくなると思えます。
72	賛成です。制限予定区域は、珊内川に遡上する魚が集まっていると思えます。その魚を保護し、資源造成の為に利用するのであれば規制するべきと思えます。
73	資源保護の観点から制限することは賛成です。さけます資源について遡上する魚であり河口に集まっていると思えます。漁業者にとっては有益であると思えます。魚を増やすためにも必要と思えます。
74	漁業者・遊漁者双方にとって、資源造成は有益なことなので、本規制に賛成します。
75	河口付近におけるさけます採捕の制限について 令和4年2月25日付けの石狩後志海区漁業調整委員会による、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づく委員会指示（案）につきまして下記の通り意見致します。 記 1. 過去の委員会議事録を読んだうえで意見します。今回の指示案につきまして珊内川、古

75	<p>宇川、野東川、尻別川の親魚捕獲数増加については同意致します。</p> <p>2. しかし上記河川についての規制エリアの指定、規制期間の指定または前倒しには同意できません。理由としては捕獲数増加に見合った規制とは思えないためです。また上記河川を規制することにより、同じ後志管内（もしくは他管内）河川周辺で釣り人密集による異常なまでの採捕や路上駐車といった迷惑行為が場所を替えて発生するだけであると考えられます。</p> <p>3. 釣り人だけの意見募集ではないのを承知しておりますが、ルールやマナーを守っている一釣り人として委員会指示で終わらせるのではなく、今回のような意見を述べる機会を今後提供して頂きたいと強く希望致します。</p> <p>4. 意見募集の方法と期間について時代にそぐわないこと、またあまりにも性急と感じました。方法についてはメールも対象に追加して頂きたいこと、期間については1ヵ月を目安に広く考えを集約して考慮して頂ければと思います。</p> <p>5. 一釣り人として節度ある採捕とマナー向上に努めて参ると共に、可能な限り釣り場を提供されている自治体でお金を消費し、地域活性化に微力ではございますが貢献できるように図らせて頂きます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
76	<p>河口付近におけるさけます採捕の制限について 標記の件につきまして、意見を提出させていただきます。 古宇川、珊内川等の河口規制が前倒しになることを聞き、大変驚きました。 毎年春に神恵内村など積丹半島でサクラマス釣りをすることを楽しんでおり、また、綺麗な景色を見ながら年に1、2回訪れることをとても楽しんでおります。近年の釣りブームにより釣り人が増え、周囲に迷惑がかかっていたり、ゴミ問題があるのは理解しております。私が切に願うのは、今までどおり5月1日の河口規制まで釣りをさせてほしいということです。ゴミ問題については、必ず袋を持参し、釣り場や駐車場のゴミを拾うようにしております。これは私の仲間たちも同様です。毎年必ず釣れる程簡単な釣りではありませんが、今後はキャッチアンドリリース等資源保護に努めていきたいと思っております。サクラマスに関わらずアキアジも同様です。どうかご検討の程よろしくお願いいたします。</p>
77	<p>① 資源保護・増加には当然賛成ですが、その手段として珊内川・古宇川・野東川・尻別川に対する今回の河口規制案に対しては反対の立場です。理由は下記のとおりです。 釣り人が非効率的な方法で陸から釣る数を規制するのであれば、同時に沖の定置網等で一網打尽にする数や期間もコントロールするべきです。 「近年の来遊実態に合わせて、規制開始日を4月1日から」と予定していますが、そもそも、3月・4月の春先は沖や沿岸を回遊し、日中は岩陰に身を潜めることもあるサクラマスが、本格的に遡上を意識して当該地域の河口に大勢集まるのは5月以降ではないでしょうか。令和3年6月・7月に古宇川の河口を覗きましたが、4月には見られなかったサクラマスの大群が河口で待機し跳ねていました。4月中に釣り人が河口付近で釣らなかったとしても、沖で乱獲されたら親魚確保の目的は達成されないと思います。いきなり今回の規制案を実行する前に、まずは沖での定置網等による漁期を短縮し、河口に集結する絶対数を増やす実験を行い、追加予定の河口規制期間については撤回を希望します。 秋鮭の話になってしまいますが、令和3年度は「えりも以東系統群（納沙布岬—えりも岬）、根室系統群（知床岬—納沙布岬）で、ふ化放流事業の再生産に必要な親魚確保のため、漁解禁日をおおむね2日から5日遅らせる自主規制」（R3.8.28みなと新聞参照）を行っています。</p> <p>② 意見募集してから審議・決定するとしつつも、今回の規制案がいわゆる「出来レース」だった場合でも、せめて規制年数については上限を設定し、資源量をモニタリングしながら河口規制解除するかどうかを都度検討する方針を希望します。規制に関する委員会指示の文書にもその旨の記載を求めます。</p> <p>③ 今回の河口規制を行う背景に、釣り人の迷惑駐車や夜間早朝の騒音、ゴミに対する周辺住民からの苦情も影響している場合、それらが影響していることも事実として公表し、釣り業界に反省や対策を促して欲しいです。 ※なお、迷惑駐車や騒音、ゴミ問題については、駐車場の徹底的な管理・封鎖や、警察等による処理、陸でのライセンス制・許可者への腕章導入等を検討すべきものであって、楽だからといって解決手段を河口規制のみに頼るべきではないと考えます。</p> <p>④ 資源保護・増加に向けて、特定河川の河口規制や孵化放流に大きく頼る従来の手法では手詰まりではないでしょうか。事実、何年も孵化放流を続けていても一向に資源量は大幅には改善していないのではないのでしょうか。大小様々な河川について、野生魚が資源産卵できる環境を増やすことが長期的には重要だと考えます。檜山振興局内の須築川では、役に立たない魚道を廃止し、産卵床を壊し、遡上を阻害していた砂防ダムをスリット化したことにより親魚の遡上数回復の兆しがあります。（流域の自然を考えるネットワークHP 2021.6.27 記事より）</p>

77	産卵環境整備にあたり人手が足りない場合、流木や遡上の障害となる石を除去する、産卵床を人力で整備する等の単純な肉体労働であれば、ボランティア募集すれば沢山のヤマメ・サクラマスファンが協力すると思います。
78	<p>河口付近におけるさけます採捕の制限について 先般、発出された海区委員会指示（案）につきまして、下記の通り意見を申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 親魚の目標確保数と規制の妥当性について サクラマス資源の安定的かつ持続的な利用のために、親魚の河川遡上を促進するという目的には同意いたします。他方、目標とする親魚の尾数に対し、委員会指示案の規制内容や、これまでの同水域による釣獲圧との関連性が不明瞭であり、その妥当性には疑問を感じます。仮に、貴委員会での指示案通り発動されたとしても、当該指示の妥当性や目的を広く周知するためにも、目標とした尾数、規制内容、釣獲圧との関連性等についての根拠資料は開示されるべきだと考えます。 今般の委員会指示（案）に十分な妥当性があるものであれば、釣り人をはじめとした遊漁者に対しても指示を遵守する倫理観が生まれ、このことはサクラマス資源のみならず、広く海洋資源の安定的かつ持続的な利用に繋がると考えられます。</p> <p>2. 意見募集のあり方について 意見募集の期間が約2週間と短いことや、募集期間が指示の発動直前であることについて、強い違和感を覚えました。また、提出方法についても郵送又はファクシミリに限定されており、広く意見を募るという姿勢が感じられないように思います。 海区漁業調整委員会は「行政委員会」の一つです。行政委員会が果たすべき目的として、「1 機関への権力の集中の排除」、「公平、公正で中立的な運営の確保」、「住民の参加による行政の民主化」などが挙げられるのは周知の事実ではありますが、貴委員会の意見募集の態様は、行政委員会の目的から外れているとさえ思えます。もし今後、同様の意見募集があるのであれば、E-MAIL での意見提出や、匿名での意見提出を排除せず、意見募集には一定程度の期間を設け、公正で公平な合意形成が行われるように意見いたします。</p> <p>3. 遊漁との共存について 今般の規制によって、一定数の釣り場と遊漁者が影響を受けるのは言うまでもない事実です。また、釣り場におけるゴミ、騒音、駐車などのあらゆる面においてトラブルが生じていることも紛れもない事実です。一方で、釣り人は自然の変化をいち早く察知する場合があります、モニタリング機能を有している（社会的役割を果たしている）場合があります。 ならびに、釣りを通じて環境問題への理解を深める他、現地での消費経済活動によって、少なからず地域貢献しているという側面もあります。 これらのメリット、デメリットを踏まえ、一方的に遊漁を排除するだけではなく、「漁業者や漁村」と「遊漁をはじめとした水圏利用者」が共存できるような制度設計や議論がなされることを希望いたします。</p> <p>補足事項 今般の委員会指示（案）に係る一連の経緯、意見内容等については、SNS 等を通じて他の意見者と共有していることを申し添えます。また、貴委員会の回答の内容によっては、情報公開請求の手段によって、今般の規制に踏み込んだ根拠や議論の過程を確認したい意向があることも申し添えますが、でき得ることなら「情報提供」として、広く、HP 上での公開を希望いたします。加えて、貴委員会の職員におかれましては、海区漁業調整委員会は「行政委員会」の位置づけであることを再認識し、公正、中立、民主的な運営の在り方についてご検討ください。</p>
79	<p>令和4年3月4日付をもって「河口付近におけるさけます採捕の制限について」意見を下記の通り提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>・今回さけます資源繁殖保護のため、4河川の河口規制く目的・内容の概要説明を拝見いたしました。しかし、この内容に対して疑問点が数点あります。</p> <p>① 漁業関係者の捕獲方法と魚体保護の為の捕獲不可サイズに関する規制をどのように管理されていますか？これについて記載事項が一切なく、成熟していない魚体を捕獲していると考えます。ここは、きちんと調査し、関係各位が認識する必要があります。第三者が綿密な下調べを行い現状把握しなければなりません。また、漁を行う皆さんの捕獲漁具の規制や材質変更。未成熟の魚体を捕獲した場合の処置に関して明確にするべきです。</p> <p>② 繁殖保護（ふ化事業）に関するお金の出どころです。議会の運用費や繁殖保護に関わるお金の出先は何処からですか？（個人・何らかの団体からの出資・税金？）ここに税金が使われているとすれば、ここはもっと議論するべき案件で、一市町村で決めるものではありません... もっとオフィシャルすべきです。</p>

79	<p>③ 「漁業法の見直し」の改訂で河川でのサケ・マス捕獲は、いかなる場合でもあっても漁具（タモ・網・ひっかけ行為・その他捕獲に係わる行為）を認めない。改正するべきです。要するに純粋に釣り以外の行為を認めないようにする。</p> <p>④ その他として、案内のかがみについて、記載分にはこう記載しています。「(案)について、道民の皆様から、ご意見を募集致します。(中略)なお、提出いただいたご意見に対して個別の回答は致しかねますので、あらかじめご承知願います。募集期間 令和4年2月25日から同年3月9日までとありますが、この案件はどの程度道民の皆さんに伝わっていますか？また、意見に対しては電話や匿名での意見提出はお受けいたしかねます。とありますが、議会で可決された案件ではないのに匿名での意見の提出がなぜ、ダメなんですか？こちらの個人情報公開して、集約する方は、担当も明確にしない。文の最後には「氏名・住所・電話番号等の個人情報を除き」と公開される可能性があることをご承知下さいと記載されておりますが、公的な案内にもかかわらず、捺印すら押されておらず、この議会運用そのものの信憑性が疑われます。これは密室で行われた会合であらかじめ結果が決まっているように感じます。</p>																																																																																																					
80	<p>この度の河口規制に関し、資源確保の為とはいえ、時間の猶予がない中での決定検討に驚いております。私や周りの釣り人も、4月以降のために道具を購入したりと金銭も動いております。もう少し事前でのご検討を願えればと思いました。</p> <p>また資源確保であれば、釣り人にライセンス制や曜日ごとの河口規制は出来ないでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライセンス制は、釣り人一人につき月3万円の支払いや（業者の選定もありますが）マナーの徹底等で釣り人が減ることで資源確保が期待出来ます。</li> <li>・曜日ごとは月水金のみ規制解除等があれば如何でしょうか。</li> </ul> <p>マナーの問題も関与があるならば、地域住民への配慮やゴミを出さない、持ち帰るマナーを心がけている釣り人も沢山おります。一部のマナーの悪い釣り人のために全員が規制を受けなければならないことは、悲しいと感じております。今後は、海外の様にライセンス制を設けることで釣り人の制限や全体でのマナーの呼びかけにも繋がると思います。</p> <p>現在だけではなく、未来へ続くためにご検討を宜しくお願い致します。</p>																																																																																																					
81	<p>今回、親魚の採捕の為の河口規制との事ですが数十匹～数百匹くらいは方法等でいくらでも変わると思われます。</p> <p>それならサケと同じように大きい河川2～3カ所ですら採捕行い稚魚を必要な地域へ分配放流する方が効率、人件費共に良いと思うのですが。</p>																																																																																																					
82	<p>この度 YouTube で当案件を知り、当該制限について資源保護の観点から捕獲制限の必要性は認めるところではありますが以下内容で意見させていただきます。</p> <p>趣旨・目的について</p> <p>『サクラマスの遡上時期における珊内川、古宇川、野塚川、尻別川の河口付近における採捕禁止区域及び期間を定め、さけます資源の繁殖保護を図るもの。』とありますが具体的な変更必要理由及び過去の捕獲実績等の提示がなされていない。</p> <p>サケの漁獲高は石狩・後志振興局管内では過去統計からどの程度の落ち込みかは分かりませんが（前述資料提示なし）R3北海道漁業生産状況（速報）では以下のように同水準で規制の必要性が認められないと思います。</p> <p><b>2 振興局別漁業生産高</b></p> <table border="1" data-bbox="300 1467 1417 1662"> <thead> <tr> <th colspan="2">振興局</th> <th>石狩</th> <th>後志</th> <th>檜山</th> <th>渡島</th> <th>胆振</th> <th>日高</th> <th>十勝</th> <th>釧路</th> <th>根室</th> <th>樺太</th> <th>宗谷</th> <th>留萌</th> <th>全道計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">数量 (千ト)</td> <td>R3速報</td> <td>5</td> <td>41</td> <td>3</td> <td>154</td> <td>39</td> <td>29</td> <td>72</td> <td>222</td> <td>114</td> <td>289</td> <td>191</td> <td>17</td> <td>1,177</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>5</td> <td>40</td> <td>3</td> <td>117</td> <td>38</td> <td>31</td> <td>81</td> <td>214</td> <td>96</td> <td>297</td> <td>205</td> <td>17</td> <td>1,144</td> </tr> <tr> <td>R3/R2</td> <td>109%</td> <td>103%</td> <td>98%</td> <td>132%</td> <td>104%</td> <td>93%</td> <td>90%</td> <td>103%</td> <td>118%</td> <td>97%</td> <td>93%</td> <td>100%</td> <td>103%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">金額 (億円)</td> <td>R3速報</td> <td>32</td> <td>97</td> <td>23</td> <td>315</td> <td>80</td> <td>101</td> <td>54</td> <td>208</td> <td>394</td> <td>676</td> <td>530</td> <td>78</td> <td>2,589</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>20</td> <td>91</td> <td>19</td> <td>269</td> <td>80</td> <td>125</td> <td>61</td> <td>212</td> <td>309</td> <td>436</td> <td>339</td> <td>67</td> <td>2,027</td> </tr> <tr> <td>R3/R2</td> <td>157%</td> <td>107%</td> <td>125%</td> <td>117%</td> <td>99%</td> <td>81%</td> <td>88%</td> <td>98%</td> <td>128%</td> <td>155%</td> <td>156%</td> <td>117%</td> <td>128%</td> </tr> </tbody> </table> <p>しかも委員会メンバーの中に学識者が一人、それも古平副町長と言うことで実際サケの個体数を研究している研究者が入っていない。と言うのも疑問です。昨今の海洋変化に伴う個体数減少であれば制限で終わる問題ではなく、もっと深く考え対応策を熟慮するべきと考えます。</p> <p>当該提案及び委員会スケジュールでは期間が短く、意見を出そうにもきちんと精査できず単に他意に基づく出来レースではないかと疑いたくなります。</p> <p>前述の疑問等についての個別回答はしないという事なので、今後の会議動向を注視していきたいと思えます。</p> <p>今後はもっと詳細な DATA と専門家の意見等を入れてもらおうと受け入れやすいと思えます。ここからは私感です。</p> <p>意見書の提出とありますが、何の意見なのか・・・？ 規制に対しての賛否の意見なのか..？ 会議自体のあり方についての意見なのか・・・？</p>	振興局		石狩	後志	檜山	渡島	胆振	日高	十勝	釧路	根室	樺太	宗谷	留萌	全道計	数量 (千ト)	R3速報	5	41	3	154	39	29	72	222	114	289	191	17	1,177	R2	5	40	3	117	38	31	81	214	96	297	205	17	1,144	R3/R2	109%	103%	98%	132%	104%	93%	90%	103%	118%	97%	93%	100%	103%	金額 (億円)	R3速報	32	97	23	315	80	101	54	208	394	676	530	78	2,589	R2	20	91	19	269	80	125	61	212	309	436	339	67	2,027	R3/R2	157%	107%	125%	117%	99%	81%	88%	98%	128%	155%	156%	117%	128%
振興局		石狩	後志	檜山	渡島	胆振	日高	十勝	釧路	根室	樺太	宗谷	留萌	全道計																																																																																								
数量 (千ト)	R3速報	5	41	3	154	39	29	72	222	114	289	191	17	1,177																																																																																								
	R2	5	40	3	117	38	31	81	214	96	297	205	17	1,144																																																																																								
	R3/R2	109%	103%	98%	132%	104%	93%	90%	103%	118%	97%	93%	100%	103%																																																																																								
金額 (億円)	R3速報	32	97	23	315	80	101	54	208	394	676	530	78	2,589																																																																																								
	R2	20	91	19	269	80	125	61	212	309	436	339	67	2,027																																																																																								
	R3/R2	157%	107%	125%	117%	99%	81%	88%	98%	128%	155%	156%	117%	128%																																																																																								

8 2	<p>はたまた、規制範囲の数字的な物に対してなのか・・・？          いろいろ含まれると思いますが個人的にはよくわかりません。          何らかの施行令等でこのような公示をしなければならない旨記されている、          故にこのような短期間でのスケジュール事務的に行っているように感じました。</p>
8 3	<p>失礼いたします、長年釣りを趣味としている一般人です。          SNS で事を知り、北海道のホームページで内容を確認しましたが、たまたま SNS で見たので意見書を書いています・・・もっと早い段階で CM・新聞等で数多くの人に告知するべきではないでしょうか、期間が短すぎると感じます。昨年の千走川は、知らないうちに規制されていて驚きました。</p> <p>目的2つ          ① 親魚の河川遡上を促進させ、計画的かつ安定的な捕獲・採卵を行う必要がある。          ② 来遊資源に大きな変動があり、親魚確保が不安定な状況となっているため、          4 河川の河口規制・期間を見直しサクラマス資源の維持・増大を図る。</p> <p>親魚の捕獲数を、令和4年度からは各河川に於いて40～240匹増やす対応として          新たな規制（指示）となるようですが・・・捕獲する魚の数を増やす事に対しては意見も何          もありません賛成です。逆に、これしか捕獲しなかったの？というのが率直な感想です。          ただ、親魚の捕獲数を40～240匹増やす為に、河口では釣りをするな！という事には納          得がいきません。          遡上を促進させるなら河口規制の前に、河川環境を改善する事が先ではないでしょうか。          ① <u>新たな河口規制・期間の見直しに反対です。</u></p> <p>最近サクラマス釣り人口が増えてきた気はしますが、サクラマス釣りは1匹釣れたらよし！          釣れても2～3匹程度、年間1匹も釣れない人もいるのがショア（岸）からのサクラマス釣り          です。何処の場所で、どの時期に、どのような方法で、どのくらいの頻度で捕獲しているかは          知りませんが、仕事でよく行く尻別川では、毎年無数のサクラマスの群れを見ます。          ② <u>ショア（岸）からの釣りが影響し、捕獲数が減っているとは思えません。</u></p> <p>仮に、釣り人のせいで捕獲数が減っているとすれば船釣（オフショア）かと思います。ライ          センス制となっているサクラマスの船釣りでは、船中大漁一人で25匹など、信じがたい数の          サクラマスを捕獲している情報をよく見ます。          一日一隻の遊漁船で80～100程度捕獲している事もあるのではないのでしょうか？ また、          真冬が時期となるので成熟していない小さなサクラマスが多く捕獲されている。          ③ <u>ライセンス制の船釣りで、捕獲数・体長制限・河口規制を設ける。</u>          ※船外機の有無に関係なくライセンス制とする。</p> <p>ショア（岸）からのサクラマス釣りに於いても、12月～1月頃、まだ成熟していない小さ          なサクラマスが函館～道南日本海において数多く釣られている情報をよく見ます。          ④ <u>12月～1月の岸（ショア）からのサクラマス釣りを禁止する。</u></p> <p>以上が私の意見です。</p>
8 4	<p>制限強化については、資源を保護するために必要なことだと思うので賛成します。</p>
8 5	<p>河口規制を見直すことについて賛成です。          河口規制を見直すことにより、サクラマス資源の維持・増大が図られるのであれば、将来的          に釣り人にも漁業者にも有益なのではないかと思うので良いと思います。</p>
8 6	<p>採捕に制限をかけるような議論が出るような状況にあるならば、一度、実証データを取るた          めにも制限をかけることには賛成です。</p>
8 7	<p>賛成です。産卵のために帰ってきている魚を河口付近で釣りをすることを制限するのは、資          源造成的に有益であるし、近所にある古宇川の釣り人のマナーが悪く、魚の内臓がアパート周          辺に落ちていることもあります。</p>
8 8	<p>採捕の制限に賛成です。さけます資源が減少しており、漁業者だけでなく、全員で資源を保          護する流れになることを望みます。</p>
8 9	<p>資源保護のためには、制限を強化しなければならないと思います。</p>
9 0	<p>賛成です。サクラマスを保護し、資源造成の為に利用するとのことであれば、是非ともす          めるべきです。珊内川で遡上するサクラマスを是非とも保護してほしい。</p>
9 1	<p>河口付近におけるサケマス採捕の制限について資源保護につながると思い賛成です。          サケマス資源は近年の海水温上昇の影響が減少しているように感じます。          これから産卵する親魚を保護するためには、河口付近の規制は必要です。</p>
9 2	<p>資源保護の観点から、規制は賛成であり必要であると思います。特に神恵内村にある珊内川          では多くのさけますがそ上しているため、制限は不可欠です。</p>

9 3	絶対賛成です！ 珊内川は絶対！ 資源保護の観点からもまずは規制し、資源を増加させることが急務であると思います。神恵内村ではサクラマスを活用した特産品開発を進めています。資源が増え、地元漁師の漁獲が上がり、それから規制の制限を緩和しても良いのではないのでしょうか！
9 4	賛成です。規制予定区域は珊内川に遡上する魚が集まっています。そのサクラマスを保護して資源が増えれば地元の漁業の漁獲が上がります。神恵内村ではサクラマスを活用した特産品の開発も進めているので賛成します。
9 5	サクラマス資源保護・資源造成の観点から賛成いたします。河口付近での釣り等での採捕は禁止すべきと考えます。
9 6	賛成です。規制予定地区はどう考えても珊内川に遡上する魚が集まっていると思われれます。そのサクラマスを保護し、資源造成の為に利用することであれば、是非ともすすめるべきです。
9 7	「河口付近におけるさけます採捕の制限について」は賛成です。資源保護の観点から制限をもっと強化すべきだと感じます。遡上するために集まっている魚を河口付近で捕獲してしまうのは、資源の枯渇に繋がるし、森林の生態系にも影響すると思います。何より、何年か後に戻ってくることを願い、稚魚を育て放流している人達の苦勞が報われません。※断じて河口付近での採捕は禁止すべき！
9 8	<p>河口規制の概要、拝見いたしました。珊内川河口付近でサクラマス釣りを楽しませていただいているもの一人として、北海道に移住してわずか4シーズンですが、観察した経験や北海道のホームページ等で公開されている情報などをもとに、珊内川河口付近に絞って気づいた点、また釣り人による地元生活への影響や持続的天然資源保持に釣り人として協力できる可能性のあるものを考えてみました。</p> <p>まず、珊内川には幼魚飼育場はありますが、放流そのものは行っていないというデータがありますが事実でしょうか。水産資源研究所さけます部門。令和3年度の人工ふ化放流計画によるものですが、珊内川の幼魚飼育場でふ化させた稚魚は堀株水系に全て移動し放流となっています。それでは公的に珊内川の資源を食い潰してはいないのでしょうか。</p> <p>また今回提示されているデータでは、遡上し捕獲された親魚のみをカウントされているようですが、遡上しやすい環境は整えられているのでしょうか。水産庁の「サクラマスのふ化放流について」という資料の中で、平成22年にとりまとめられた「地域特性に応じた河川の適正利用によるそ上親魚と降海幼魚保全のための指針」によると、その1番目に親魚の遡上を守ること（縁の保全、通路の確保）が挙げられていますが、少なくとも去年春時点では、珊内川の河口は礫が積み上がり、相当の水量や大波がある時でなければ遡上できないような状態で、相当数の親魚の遡上が妨げられ、浜近辺に親魚がたまっていたはずですが、私は事故的な引っかけになることを望まないで河口のすぐ脇で釣りをすることを好みませんが、昨年は浜の河口脇で多くの釣果が上がっていたことや、遡上できないマスが浜の方にいた釣り人から見えるところをウロウロしていたとの情報も聞きました。実際に目撃もしています。河口制限を課す前にまず河口や魚道の整備をするべきではないかと思えます。釣り人と地元の関係については、車中泊や早朝から声を上げながら釣りの準備をする釣り人もおり、駐車場所によっては民家のすぐ脇や路上駐車になっていること、サクラマス釣りに限りませんが、ゴミを放置したり後片付けをしないなどの行為が散見されるなど、他の人を慮ることができない者も存在することは事実であり、その一部の釣り人の行動については、一釣り人として心を痛めています。一方、地元の漁師で釣り人を好ましく思わない方も少なからずいらっしゃるようで、これは実際珊内漁港であったことですが、釣り場から引き上げる際、港の海面を覗きながら歩いていて通りかかった漁師に挨拶をしたところ、刃物をちらつかせて「刺すぞ」と脅されたことがありました。ここまでいくと恐喝行為であり警察に通報すべきか考えましたが、地元との軋轢を避けるために連絡はいたしませんでした。こういった関係は人として望ましいものではなく、同じ海面を利用する者として共存共栄を図る道はないものかと思えます。</p> <p>その上で、持続的天然資源保持についてですが、ほとんどの釣り人が何らかの形で貢献することを望んでいると思います。資源が枯渇すれば釣りを楽しむこともできないからです。そこで、これは珊内川に関してですが、以下のようなことを検討するのはいかがでしょうか。</p> <p>①サクラマスが遡上しやすいよう、河口や下流域の整備を適正な範囲で行う。（コンクリートで固めるのではなく、障害物を取り除くなどしてある程度の水深を確保できるようにする）</p> <p>②河口規制はゴールデンウィーク（4月29日。直前に土日があればその週末も含む）からとし、河口を起点に左右100m、沖合100mの範囲を規制する。沖合に目印として浮標を設置する。（これは主に珊内川の河口のある浜で使われるジグの飛距離がおおよそ100mであることからですが、これだけでも河口周辺の浜で釣りをする人数はかなり規制できます。また、これまでの経験や、そのエリアで長年釣りをしてきた方々の情報からすると、サクラマスの沖合から河口までの流入路はいくつもあるようで、規制期間や規制場所から考えると、①の対策さえ行えば、今回上積みされる予定の40尾にはこれでも十分と思われれます）。</p> <p>③近隣対策としてサクラマス釣り可能時間を公開されている神恵内村の日の出時間から12時までとし、それに合わせて駐車場利用時間を日の出1時間前からとすること。珊内エリアでの</p>

9 8	<p>車中泊禁止。(これは珊瑚内川にとどまらず、民家に近い古宇川エリアにも適用できると思います)</p> <p>④その上で、後志管内でのサクラマス釣りを船釣り同様ライセンス制とし、年券3000円、一日券1000円ほどを徴収。「1釣り」につき5尾までの持ち帰りを可能にする。(車のクーラーを確認すれば一目瞭然です。販売目的の釣りを阻止することもできます)。徴収したライセンス料は幼魚飼育事業や科学的調査の費用に充てる。ルール違反を行う釣り人についてはライセンスを没収し、そのジーンズは再発行しない。</p> <p>⑤釣果を必ず報告する義務を課し、それらの情報をもとにサクラマス保全に関して科学的な調査を行う。</p> <p>こういったことを行うのはいかがでしょうか。</p> <p>おそらく今回対象に挙げられているエリアもそれぞれなんらかの対策を講じれば、「事実上のサクラマス釣り禁止」である今回のこの制度は回避できるものと思われる。</p> <p>今回は漁業関係者からの一方的な提言であり、科学的根拠もなく、事実上釣り人を閉め出すことを目的としたものと感じる釣り人は少なくありません。このような漁業関係者と釣り人の無用な対立は貴重な天然資源の保護の可能性を潰し、双方の益になりません。漁業関係者も高齢化問題、地域性による過疎化問題と無縁ではありません。このままではそういった面からも天然資源保持の担い手が減少し、いずれ廃れていくことになるでしょう。ぜひ上手に釣り人を持続的天然資源保持に参画できるように工夫していただけることを切に願っています。</p>
9 9	<p>令和4年2月25日公開の「河口付近におけるさくらます採捕の制限」について意見いたします。本件の目的はさくらます資源の維持、拡大のために行うものと思われるのですが、釣り人の影響でさくらます資源が減少しているという科学的根拠はあるのでしょうか？</p> <p>近年シロザケの母川回帰率が下がり、漁獲にも大きく影響が出ているという報道を目にしますが、地球温暖化の影響による海水温の上昇や、産卵河川における環境悪化、砂防ダムの影響による産卵床の減少などが原因となっていると聞きます。サクラマス資源の減少についても同様のことが考えられるのではないのでしょうか。</p> <p>因果関係について綿密な調査をせず安易に河口規制を拡大し、釣り人を締め出してしまような感情的なやり方は問題の解決にはつながらないと思います。</p> <p>議事録を拝見しましたところ、委員の半数以上は漁業に従事されている方で構成されており、この委員会での決定事項で河口規制の範囲を拡大するというのは、河口付近を含めた海を利用する北海道民の幅広い意見を取り入れているとは言えないのではないのでしょうか。</p> <p>私も海の釣りをする愛好者としてさくらますを含めた魚の資源維持、拡大は賛成です。ただ、今回の河口規制の拡大をさくらます資源回復のために行うものだとしたら、さくらます以外の魚種を釣る釣り人も一括りにして締め出してしまうことになると思います。</p> <p>近年新型コロナウイルス感染拡大の影響で、密になりにくい釣りはレジャーとして人気が出てきておりますが、一部のマナーを守らない釣り人によって地元住民の方や漁業者の方が不快な思いをしているという情報も耳にします。</p> <p>ただ大半の釣り愛好家は自然を愛し、釣りというレジャーを持続可能な楽しみとしていきたいと考えており、地元住民や漁業者の方々ともうまく折り合っていく方策を探っていくのではないのでしょうか。</p> <p>さくらます資源の維持、拡大のために私たち釣り愛好家ができることとして、例えば一定の大きさ以下のさくらますはリリース対象とするルールを作ることや、さくらます釣りが出来る時間を日の出からに限定するなど、釣り人へのルール策定と啓蒙活動をすることもひとつの方法ではないのでしょうか。ひらめやマツカワの資源維持回復のために、魚の大きさによるリリースは既に行われていることと思います。</p> <p>規制ありきの議論ではなく、まずは漁業者、地元住民、釣り愛好家がともに歩み寄ってより良い環境をつくる話し合いができるようにしていただきたいです。</p> <p>手続き方法に関して意見です。</p> <p>今回の意見募集に関して、意見募集をする期間が短すぎます。2月25日-3月9日の13日間しか意見募集期間がありません。北海道総務部のホームページでは道民意見提出手続に関する要綱において、意見募集期間は原則として1か月以上となっております。今回の意見募集期間が短いのは4月1日からの河口規制開始ありきで設定したスケジュールとしか思えません。</p> <p>また、意見等の提出方法として今回電子メールでの提出が除外されているのは手続き上不備があるのではないのでしょうか。こちらも道民意見提出手続に関する要綱において、意見の提出方法が電子メール、ファクシミリ、郵便または電子申請サービスによることとし、実施機関が必</p>

99	<p>要と認める場合はこれらの方法に加えて、他の方法も定めるものとするがあります。電子メールによる提出方法を排除しているのは広く道民の意見を聞くという趣旨に反し、意見募集の範囲を狭めようという意図があると疑ってしまいます。</p> <p>上記の点からも意見募集の手続きに不備があるため、再度正式な方法による意見募集をしていただきたいと思います。</p> <p>以上、「河口付近におけるさけます採捕の制限」について意見させていただきました。何卒ご検討のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
100	<p>鮭、鱒釣りをこよなく愛する釣り人です。今回の制限予定の場所で釣りをしています。現状維持を継続して頂きたい。釣り場のモラル、マナーの向上を推進します。精一杯努力します。</p>
101	<p>河口制限するよりも放流を増やしたり、川でのヤマメ釣りでのサイズ、尾数制限を行った方が鱒の資源増加に有効だと思います。</p>
102	<p>サクラマスの上流時期に河口付近に魚が集まってきており、大勢の釣り人に捕獲されているように思っています。今回の規制はサクラマス親魚の保護を目的としたものであり、資源増大に繋がると思っていますので賛成いたします。</p>
103	<p>サクラマス資源の持続可能な資源確保として河口規制を実施することに賛成いたします。</p>
104	<p>今回規制対象となる河川では、サケ・サクラマス等のふ化放流事業を実施しており、今後の資源維持・増大を目指す上で、親魚の河川遡上を促進させるためにも河口規制に賛成いたします。</p>
105	<p>近年、サクラマスを対象にした釣り人が増加しており、今回の規制措置はサクラマス親魚遡上に有益であることから賛成いたします。</p>
106	<p>河口付近は遡上する魚が集まることから、さけます資源の持続的な資源確保として規制を実施することについて賛成いたします。</p>
107	<p>サクラマス資源保護を目的に規制の新設及び制限を見直すことに賛成いたします。</p>
108	<p>地元岩内に生まれ、長い間海に関わり生きてきました。子供のころから自宅からすぐ近くにある野東川河口で釣りをし、地元の仲間や先輩後輩とこの時期に長年サクラマス釣りを楽しんで参りました。地元の愛好家や釣り好きな人達はたくさんおります。この度の河口規制を受けまして、地元の人達も時期に気軽に釣りを楽しむことができなくなります。さけます資源の繁殖保護の観点は十分に理解しておりますが、河口規制、規制期間につきましては現状維持でお願いしたいと思っております。</p>
109	<p>さけます釣りを楽しむ釣り人です。今回の河口規制期間の前倒し、新設の案については現状の河口規制維持をお願い致したく。その理由と致しましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①親魚捕獲の目標設定数が現状の河口規制でも捕獲可能であろう数である事。</li> <li>②議事録を拝見する限り、稚魚が病気の為殺処分され来年度の親魚確保が難しくなりそうとありましたが、どうしても河口規制の前倒しや新設が必要なのであれば来年度からでも良いのではと思います。</li> </ul> <p>ご検討の程宜しくお願い致します。</p>
110	<p>今回の河口規制には反対です。資源保護には基本賛成です。しかし、今回の資料には納得できるデータがないそれどころかちゃんとした調査もされていない。他に海区漁業調整委員会の会議経過を一通り見たが、特に会議資料もない。もし、意見提出先に提案するならば、規制の経緯とデータを丁寧に説明するべきだと思います。この案の告知からパブリックコメント受付終わりまでがかなり短い期間で、広く道民の意見を聴くとはなりません。スケジュールまで決まっている様なので、この案は決まった事となっている可能性もあるので、かなり違法性の疑いもある。説明責任と手続き上の瑕疵もあるのでは？上記の答えを文書で回答お願いします。</p>
111	<p>鮭・鱒釣り大好きな釣り人です。制限箇所を釣りをさせていただいています。要望だけではなく釣り人側がルール・モラルはもちろん、釣りをさせてもらっているという気持ちを持ち、お互い気持ちよくできるようながんばっていきます。</p>
112	<p>わたしは今回のエリアで魚釣りを楽しませていただいている者です。この度につきまして意見をさせていただきます。まず、問題点としましては、各エリアの地域住民様にご迷惑をかけていることを釣り人全体で認識することが足りていないと思われ。魚が釣れる時間にあわせて行動することで、釣りをしない方々が休んでいる時間に音をたてて平穏な時間をかき乱していたこと。港内の作業している場所や近隣の空き地、私有地に車を停めて、空ぶかしはしなくてもエンジン音やドアの開閉音が頻繁にあったこと。釣り人やレジャー目的の人によるゴミの問題、その他いろいろな揉め事なども聞こえてきます。魚釣り自体は場所や季節を選ばず、気軽にできるレジャーということで年々人口も増えています。そうした中で、いい先輩や仲間巡り合えず、独学やルールを知らずに釣ること、獲物を持ち帰ることだけに執着してしまう人も増えてしまっています。小さい魚のキープや禁止されている場所への侵入、鮭に至ってはひっかけ釣りなどもまだまだ見られます。釣った魚を持ち帰って食べるのが悪いとは言いません</p>

112	<p>んが、必要以上に捕ることはないと思います。子供のころにはたくさん捕れることの喜びはありましたが、学生時代に出会った友人からリリースすることの大切さも学び、今の私の釣りがあります。長年やっても、まだまだ釣りたいですし、人よりたくさん釣りたい気持ちはあります。北海道での釣りがしたくて、20年前に移住しました。本州では味わえない外国にも勝る北海道の自然の中で、これからも楽しく釣りができればと思っています。なので、今回のエリアについては、地域住民様にご迷惑のかからないルールを策定して、一部開放でもよいので完全禁止エリアにはしないようお願いしたいと思っています。例えば、日曜日のみ開放とか、土日の7時から17時までとかの時間制限や駐車場は指定した場所のみで、入場時間も30分前以前の並ぶことは禁止として、夜中や早朝の騒音による迷惑を軽減できれば、いくらかの釣り場開放に賛同していただけないかと思います。また、釣り場周辺の維持管理ということで駐車場代を500～1000円ぐらいで設定してみることはいかがでしょうか。営利目的となるとまたいろいろな問題にはなりますが、新潟県の東港では1日500円の入場料を取って遊漁エリアとしている事例もあります。</p> <p>これは私の地元の話ですが、週末には人数制限がかかったり、他の県からも来場しています。釣り人としてはサクラマス釣りは楽しい釣りの中でも上位にある釣りだと思いますので、新しいルールを作って遊漁を行うことで地域の皆様や漁業関係者、釣り人に有益なレジャーのあり方の先駆けになればと思います。今回は資源保護ということでしたが、古宇川のトンネル横にはシーズンになると数えきれない数のサクラマスの遡上が道路から見ることができません。見ていて感動する光景です。また、珊内の川のしんこ釣りは最近見ませんが、以前のようなせっかく放流した若いヤマメを魚籠いっぱい釣っているのはどうかと思います。</p> <p>長々と乱文にて失礼しましたが、やはり私も釣り人の一人として、楽しく釣りがしたいので一部開放等の猶予措置をご検討いただければ幸いです。</p>
113	<p>規制強化しても、わずかな区域、期間なので問題ないと思います。河口付近での釣りは、遡上の妨げになるので、資源保護のためにも賛成です。</p>
114	<p>規制強化に賛成します。 河口付近には、その川に遡上する魚が集まっていると思うので、資源保護の観点から、必要なことだと思います。</p>
115	<p>賛成します。 河川に遡上し、資源を残す魚種なので、資源保護のため、河口規制を強化するのは必要なことだと思います。規制区域外で釣りをすればいいので、問題ないと思います。</p>
116	<p>最近は、いろんなところで釣れていると聞くので、規制強化しても釣り場がなくなるということはないと思うので、賛成します。</p>
117	<p>今回の指示（案）におけるサクラマス採捕河口規制につきましては以下の理由から反対意見を提出させていただきます。</p> <p>①規制区域内での採捕については対象が「釣り人」である事が明白であり、期間や区域の制限によって対象となる「釣り人」そのものが減少する訳ではなく採捕数の大幅な増加要因とは考え難い為。 同一期間内での遊漁船、プレジャーボートでの採捕数と河口周辺での採捕数調査等を基にした検討が必要ではないかと考えます。</p> <p>②第4回議事録で「数年前から、今までになかった規制や規制強化の要望があった」とあるが規制要望の根拠が具体的に表出されておらず今回の指示（案）との目的が同一であるとは考えにくい為。</p> <p>※河口近隣の住民から一部の非常識な釣り人へ対する苦情については十分に存じておりますし、改善へ向けた各団体の取り組み効果が機能するまでには時間がかかり過ぎる事も承知しております。しかしながら上記内容が主目的であるならば河口規制ではなく私有地及び生活道路等への侵入制限を設けるべきであり漁業調整委員会の管轄ではないと思われる為。</p> <p>③有識者の意見提示がないがサクラマスの親魚採捕河川への遡上時期（漁獲量ではなく）に対して今回の規制開始時期が適正である根拠が明確ではない為。 また、資源確保とあるが資源調査結果の提示が無いまま今年度からの規制開始では一般の釣り人の混乱を招く事が容易に予想される。 <b>調査結果に基づいた検討、内容を広く一般公表し十分な事前告知期間を設ける事が混乱を回避すると考えます。</b></p> <p>別紙に上げさせて頂きました通り今回の規制開始については反対意見を提出させて頂きましたが以下の提案意見を提出させていただきます。</p>

117	<p>①について「釣り人」を減少させるのではなく資源保護や環境改善に必要な調査等に有効活用すべきと考えます。</p> <p>具体案としてライセンス制の導入を提案致します。  ①制度の導入による収益を放流事業及び環境保全の財源とする。  ②釣果報告の義務化による資源量調査を実施し親魚採捕数の目安とする。  ③ライセンス制度導入により釣り人の環境保全意識改善効果を図る。</p> <p>特に③有料化による環境保全や資源保護に対する意識向上効果はキャンプ場や管理釣り場等の他レジャーで実証されております。(例としては無料開放をしている美国小泊海岸の著しい荒廃化に対し有料管理されているキャンプ場は環境保全されている等)  また、放流事業により資源確保されている他魚種(ワカサギ・鮎)や湖沼でのライセンス制実績もあり今後のサクラマス、秋サケのライセンス制導入についても速やかに移行できるものと考えます。</p> <p>私的意見ではありますが北海道の中でも知床半島と並ぶ優れた自然環境にある積丹半島をはじめとする後志地域が国内初のモデル事業となる事で、北海道内全域のさけます資源保護や漁獲量確保による漁業の活性化、観光、レジャー事業全般の健全化のきっかけとなる事を願います。</p>
118	<p>私は日本海には年に数回しか釣りに行きませんが砂浜や磯場からルアーを使ったアメマス・サクラマス釣りが好きな釣り人です。令和3年12月16日開催の第4回漁業調整委員会議事録を拝見させていただきましたが、いくつかの矛盾と違和感を感じましたので意見させていただきたいと思います。</p> <p>IHN ウィルスのせいで稚魚17万尾を殺処分したので一匹でも多くの親魚を確保したい、更には計画的で安定的かつ持続的な捕獲採卵を行いたいという趣旨のようですが、尻別川以外の河川における親魚捕獲数の計画が100尾とありますが、例えば来遊資源に大きな変動がある後志地域において前年比40尾増の捕獲数を確保するために、今まで無かった珊内川河口付近における採捕を委員会指示によって規制するだけで果たして大丈夫なんでしょうか？</p> <p>委員会に於いて各委員や会長が発言しているようにボートによる遊漁者がクーラーいっぱいサクラマスを持ち帰っている実態があるようですし、ライセンス承認数や漁業者による漁獲数も規制して計画的で安定的かつ持続的な捕獲数の確保を要請いたします。なおこの度の委員会指示(案)に至る委員会の議事録や各種資料を見る限り各河川における親魚の遡上数、陸釣りの遊漁者が採捕した親魚数等の資料が見当たりませんが意図的に公表していないのでしょうか？委員会指示(案)がさけます資源の繁殖保護を図るためであれば、河口付近における採捕数のデータを提示したうえで、公聴会たる意見募集をするのが当たり前のことではないでしょうか？採捕数のデータがないのであれば私は河口付近における陸釣りができなくなるこの委員会指示に反対です。ただIHN ウィルスの影響で親魚の捕獲や自然産卵が減少することが予想される事が理解できましたので遊漁者に向けたキャッチ&amp;リリースのお願いや採捕データ提供依頼の周知・各河口付近への看板設置を強く要請します。</p>
119	<p>今回の後志管内における規制強化は、サクラマスの産卵河川で遡上数を増やし、自然ふ化増による資源保護が目的だと考えます。サクラマスの人工ふ化放流は、現在、一部の地域において民間ベースで行われており、サケと違い非常に難しく、経費も掛かることは百も承知してはいますが、現状を考えると自然ふ化を増やそうとしても河川環境の悪化などで資源の回復は難しいものと考えます。資源を回復させるには行政や研究機関が積極的に関わる必要だと思えます。そこで、提案ですが、まずは資源を回復させるため国が人工ふ化放流を行うとともに、その費用を国と漁業者だけではなく、釣り人からも徴取する。具体的には欧米で定着している「サケ・マスのライセンス制」をショア、オフショア(一部導入済み)を問わず導入し、その利用料を人工ふ化放流の経費に補填してみてはいかがでしょうか。サケ・マスのライセンス制を導入することにより、一人当たりの釣果も抑えられ資源保護、ライセンスを持つことによるマナーの向上にもつながると考えられます。課題はその仕組みの構築と費用ですが、釣りをスポーツと考えている欧米とは文化の違いはあるものの、それほど難しいとは思いません。是非、検討していただければと思います。規制するのは簡単ですが、それでは、国民(消費者)の理解は得られず、漁業者だけが孤立することになりかねません。海は漁業者だけのものではなく、国民みんなの財産です。国民みんなの財産を守っていくことは、結果的に漁業振興につながると思えます。短絡的な規制ではなく、前向きな開かれた議論をしていただければ幸いです。</p>
120	<p>後志管内を中心にサクラマス釣りを愛する者ですが、近年よく釣れるのに河口を規制しなければならない。でも来年やその先を考えたときに、今のうちに資源を保護し、よく釣れる資源を確保してくれると信じて、賛成とします。</p>
121	<p>わたしは魚好きだし釣りもする。でも最近の釣り人のマナーは理解できない。モラルの低下が著しい。自分だけ良ければいいということではないと思うし、このへんで規制して釣獲者の乱獲を防いで、また来遊してくる魚の保護をするべきだ。</p>

122	おそらく、釣り行為そのものを楽しむビギナーはよく思わないだろうが、自分は資源の将来を考えると今置かれている資源に懸念材料があるから規制すると思うし、資源保護があって、よく釣れる資源も増やしてもらえると、我々釣り愛好者も増えてくるのではと思う。賛成ですよ。
123	今回規制される冊内川含めて4つの河川は、休みの日はよく釣りに出かけるし、沿岸に帰ってくる魚が少なくなるというなら、それは保護したほうがいいに決まっているし賛成になるが、賛成するのだからたくさん帰ってくる魚を作ってくださいよ。
124	河口規制をいくらきつくしようが養殖、放流などの財源を増やさない限り、今の状況は何も変わらないと思う。
125	河口規制の緩和求める。 資源・住民迷惑の件で話を聞いています。 各町村の観光レジャー（釣・キャンプ）等にも悪影響に繋がると思います。 宿泊施設、飲食店、コンビニ、アウトドア釣具店（全道含む）今回、コロナ渦もあるがレジャー、外で遊ぶ人口が増えていると思う。それによって各市町村の施設等、観光とともに財政が良くなるのではないかと。海でのマナー等常識がない方に対しては、警察に通報するべきである。規制解除まで言わないが各市町村、地元の釣人にも迷惑がかかっているはずなので、次回の会議、更新時の時に解除緩和を求めます。宜しく願います。
126	河口規制の解除をお願いします。 飲食店を営んでいます、各町村の仲間の飲食店の話を聞きましたが、キャンプレジャー等（釣り）の帰りに食事をしたりするお客様もいますので今回の規制4日間の解除を求めます。いち釣り人としても今後のマナーを守って周りの人に迷惑をかけない環境になればいいと思います。
127	北海道存在の釣り人として、また釣具業界に携わる立場として意見を述べさせていただきます。 昨今の釣り場事情を見ていると、にわか釣り人の増加による、釣り場でのマナーの低下や、また釣法や道具の発達による引っかけ釣りに近い、スレ掛かりが増え、時期や場所によっては乱獲に近い状態が起る事もあり、今後も我々が釣りを楽しんでいく為にも、魚の保護は必要と考えております。ただし今回に限らず現状の河口規制の設け方については、釣り人にとっては厳しすぎるものであり、あまり厳しい河口規制は結果として他の地域での集中的な釣り人の増加なども考えられる為、もう少し規制範囲や期間を緩くして釣り人にも多少のチャンスを作る事により保護とレジャーの両立を図る柔軟な規制をお願いしたいと思います。 これまで十数年間北海道内各地でサクラマスを中心に釣ってきましたが、河口の流れだし部分を規制して完全に遡上体制に入っている魚を守るだけでも効果があるのではないかと考えますので、河口近辺の形状によって、もう少し狭い範囲の規制とし、少し離れた場所では釣りを可能にする事で保護とレジャーである釣りの両立を図れるのではないかと考えます。 また釣り人側へのルール作りや、ライセンス制の導入などにより資金を集め、サクラマスの放流資金へ回すなども並行して行われれば理想的ではないかと考えます。 ライセンス制の導入が最も理想的ではありますが、難しい場合は例え強制力のないルールであってもそれを明示する事で、一部の影響力のある釣り人から徐々に浸透し、一定の効果があるのではないかと考えます。 具体的には一人につき竿一本、仕掛けにつけて良い針の数は2個までなど道具に関するルールや、一日にキープして良い魚の数などを明示して頂くと、監視員が居なくとも、釣り人同士で監視しあい、乱獲を防ぎ、徐々に魚を保護する機運が高まっていくのではないかと考えます。 以上、ご検討のほどお願い申し上げます。
128	冊内川・古宇川・野束川・尻別川の河口規制に係る漁業法第120条第1項の規定に基づく貴委員会指示（案）に対する意見募集（令和4年2月25日付）は、そもそもとして後志地域におけるサクラマス資源の現状や資源管理計画などの判断根拠となるデータが提示されていない（または容易に得ることができない）ため、貴委員会指示（案）に対する賛否を求められても、否定せざるを得ません。 また、本件意見募集は、下記のとおり道民の「知る権利」をないがしろにした、不透明かつ不公正な手段による形式的な意見募集であると考えますので、規制に係る根拠資料の速やかな公開とあわせ、相当の期間を定めたくえでの意見募集そのもののやり直しを求めるとともに、寄せられた主要意見に対して貴委員会が見解を提示するなど行政委員会としての説明責任を果たしたうえで規制実施の判断が行われることを強く要望します。 なお、本件意見募集に関しては、決して少なくはない数の意見がサクラマス釣りを嗜む遊漁者から寄せられていることを聞き及んでおります。貴委員会が行政委員会としての説明責任を果たさないまま漫然と規制を実施するようであれば、知事室道政相談センターへの道政相談、北海道苦情審査委員に対する苦情申立、情報公開請求など、遊漁者一丸となって道民の知る権利保全のための必要な行動を考えなければならなくなりますので、貴委員会による自発的かつ建設的な行動を期待しております。

記

**(理由1) 意見募集に当たっての情報提供が著しく不十分であること**

意見募集のウェブページに掲載されている説明資料は簡便なポンチ図1枚のみであって、根拠となるデータや資源管理計画などは何も掲載されておりません（親魚捕獲数の去年の実績と今年目標を並べても何の根拠にもなりません）。

サクラマス資源の「計画的かつ安定的な捕獲・採卵」を目的としているのであれば、親魚捕獲数、孵化・放流数及び河川回帰数などの統計的データや将来的な資源量の推計・分析を踏まえたうえで、数か年に渡る資源管理計画を立案し、その計画に基づいて令和4年度以後の親魚捕獲数の目標値等を設定されていることと思いますので、それら資源管理計画に係る資料を広く道民が簡便にアクセスできるように速やかに公開願います。また、どの程度資源量の増大が図られた場合に規制が撤廃され得るのかについても、見解をお示しくください。

もし、上記のデータ分析や資源管理計画もないまま、貴委員会が「なんとなく」の感覚で各河川の親魚捕獲数の目標値を設定しているのであれば、それは計画でも何でもなく、サクラマスの資源管理の名を借りた職務怠慢・権力濫用・行政私物化に過ぎませんので規制には断固反対します。

なお、北海道情報公開条例では、「保有する情報を積極的に道民の利用に供するため、情報提供の総合的推進に努める」こと（条例第24条）、「道民が道政に関する情報（政策形成過程にあるものを含む。）を迅速かつ容易に得られるよう、広報及び広聴の活動の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供、高度な情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により情報提供施策の充実に努める」こと（条例第25条）が定められており、本条例を遵守すべき実施機関には、いち行政委員会である貴委員会も含まれます。

**(理由2) 意思決定プロセスが不透明で不公正であること**

貴委員会の会議録は、主に北海道後志総合振興局の関連ウェブページにて公開されているようですが議題と審議の結果のみが記載され具体的な議事内容を推し量ることはできず、本件委員会指示（案）だけでなく他の議事事項についてもどのような審議を経て意思決定が図られているか全く不透明です（そもそも何の意義もない紙切れ1枚を掲載するだけの粗末な事務のために血税注がれる道職員の人的・時間的コストがかかっていると考えると憤りすら感じます）。

また、貴委員会を構成するのは実質的に漁業関係者のみであり、遊漁者は本件規制による影を受けるにも関わらず、意見を表出し議論に参画する機会すら与えておらず、行政参加の機会が著しくないがしろにされています。「北海道海面利用協議会」では遊漁関係者の参画が認められているにも関わらず、貴委員会は広く道民に開かれるべきである道政運営の方針に背中を向け旧態依然であるといわざるを得ません。

**(理由3) 意見募集が消極的で行政参加の機会が損なわれていること**

本件意見募集の期間は12日間のみとされ、郵送またはファクシミリのみでの提出とされています。郵便局の土曜配達廃止や一般家庭におけるファクシミリの保有減少が進む中、実質的な意見募集手段はより限定的で意見表明・行政参加の機会が著しく損なわれています。より多くの道民が意見を提出し、道政に参加できるよう募集のやり直し、または募集期間の延長を求めるとともに、電子メールでの意見募集も可とするよう強く要望します。

また、指示のスケジュールとして「令和4年3月下旬 委員会指示発動」との記載があるように、指示発動を前提として物事を進めていることを鑑みると、形式上意見募集を行っているに過ぎないことが推察され、道民に対する不誠実な行政運営であると感じ怒りを禁じ得ません。

さいごに

サクラマス資源の持続的な資源管理の重要性は認識しており、漁業者・漁業関係者による資源管理の努力があつてサクラマス釣りを楽しめる状況にあることも理解しておりますので、規制を実施するのであれば、遊漁者を含めたすべての関係者に対する説明責任を懇切丁寧に果たしたうえで必要で効果的な資源管理が行われることを望みます。

また、非常勤の特別地方公務員たる貴委員会の全委員及び一般の地方公務員たる全事務局員におかれましては、北海道情報公開条例の前文を熟読したうえで、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」という地方公務員としての本分（地方公務員法第30条）を見つめ直して自覚するとともに、「水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もつて漁業生産力を発展させる」（漁業法第1条）ために、開かれた道政を推進されますよう切に願っております。

（抄）北海道情報公開条例（北海道条例第28号）前文

道が保有する情報は、道民の共有の財産であり、これを広く公開することは、民主主義の原理及び地方自治の本旨に由来する開かれた道政を推進していくために不可欠である。

道は、これまで、公文書の開示制度を導入し、情報の公開に努めてきた。しかし、近年、地方分権の推進など道政を取り巻く環境が大きく変化し、道民による行政参加と監視の観点から、

128	<p>情報の公開の重要性がますます高まっており、公文書の開示制度に加えて情報提供の積極的な推進など情報公開制度全般にわたる一層の整備、充実が求められている。</p> <p>新しい情報公開制度は、だれもが知りたいときに自由に知り得るよう知る権利を明らかにするとともに、道政の諸活動について説明する責任を全うすることにより、その公開性を高め、及び道民参加を促進するものでなければならない。</p> <p>このような考え方に立って、道政に対する理解と信頼を深め公正で民主的な道政を確立するため、この条例を制定する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
129	<p>今回の制限の対象となる場所で釣りをしている釣人です。現状の維持を継続していただきたいです。ごみを持ち帰るのは当然のことですが、釣人のマナー向上に向けて努力します。</p>
130	<p>賛成です。</p> <p>本規制により、サクラマス資源が保護され資源が造成されれば、漁業者、釣り人双方にとって持続可能な漁場を形成出来ると思います。</p> <p>他の魚種のことも考えると、全期間（年中）全面禁止が望ましい。</p>
131	<p>賛成です。</p> <p>資源保護の為にも絶対必要です。</p>
132	<p>河口付近の制限は今まで通りとしていただきたい。制限を更に設けるということは、やはり、さけますの数の減少という（漁として）ことだと思いますが、その理由を最近増えた釣り人のせいというのは、早計だと思いますが、その原因を委員会の方々はどのようにお考えなのか知りたいです。いち釣り人としての意見でした。</p>
133	<p>現状維持の継続を望みます。</p>
134	<p>現時点での制限強化に反対です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ふ化場で事故があった。ボート等で数十kgも釣っているという問題は議論されていますが、なぜ、それらへの対策ではなく河口規制なのか理解できません。原因と対策が一致していません。</li> <li>2 河口でどれほどのさくらマスが釣られているのか、規制でどれだけの効果が得られるのか議論すらせず規制をかけるのは乱暴ではないでしょうか。</li> <li>3 現状の捕獲数がそもそも少なすぎると思います。河口規制以外に増やす手段はないのか、議論されているのでしょうか。</li> </ol> <p>資源保護は大切なので必要な規制ならば仕方ないと思いますが、効果もわからないまま規制されるのは、一納税者として納得できません。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
135	<p>委員会指示によるさけ・ます河口規制の見直しについては反対です。</p> <p>理由は、下記の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公表から意見募集、規制を設けるまでの期間が短すぎます。</li> <li>・規制を設け親魚の捕獲数を増やすことで来遊数がどれほど増加するかの見込みが提示されておらず、遊漁を制限する根拠としては疑問があります。</li> <li>・各町村の漁獲量を見ると、捕獲数を240匹増加させるなら漁獲量を抑制するほうが効果が高いと感じます。規制の追加が検討されている4河川と、その間にある神恵内村、泊村、岩内町の令和元年度の漁獲量の合計52t、さくらマス1匹当たりの重量を2.2kgと仮定すると約2万3千匹となり、240匹の捕獲数（約0.5t）を確保するのであれば、漁獲量を若干抑制することで十分な効果が得られるのではと考えます。</li> <li>・遊漁に新たな制限を設けるのであれば、漁業者が資源確保のためにどのような取り組みをしているかを明示していただきたいです。</li> </ul> <p>漁業において資源保護のために根拠を持って何らかの制限をかけているから遊漁者にも制限をかける、となれば遊漁者も飲まざるを得ないと考えますが、今回は漁業における資源保護への取り組みが具体的に明示されておらず、漁獲量に対してわずかと思える親魚の確保のために遊漁に制限をかけるように感じ、一方的な取り決めに思えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回は上がった意見と、規制の有無を決定した理由について必ず明示していただきたいです。河口規制の見直しについては反対ですが、さくらマスの資源保護について2点提案させていただきます。</li> </ul> <p>一つは遊漁者に対するさくらマスの資源保護への呼びかけ、もう一つは有料ライセンス制の導入です。</p> <p>資源保護の呼びかけについて、一部かもしれませんが現在 SNS 上で、遊漁者どうしても乱獲に対して厳しい目を向ける傾向があります。現在は魚種や遊漁者各々において考え方に差がある状態ですが、行政側が捕獲数をこれぐらいに抑えてほしいと呼びかけがあれば、呼びかけに基づいた捕獲数の抑制、遊漁者どうしによる乱獲への相互監視や意識の向上につながると考えています。</p> <p>有料ライセンス制については悪質な遊漁者の排除や資源保護、ふ化事業への財源確保が期待</p>

135	<p>できると思います。陸上の遊漁者全てを見回って規制することは難しいかもしれませんが、ライセンスを根拠に制限をかけることは可能なのと、年々減少しているふ化事業への財源確保ができれば、漁業者と遊漁者の双方に利益をもたらすことに繋がるのではないのでしょうか。</p> <p>以上を意見とさせていただきます。</p>
136	<p>よく積丹に釣りに行きます。 積丹半島はトイレがとても綺麗で感謝しています。 釣行の帰には、よく、菅原商店さんや食堂など利用させてもらってます。 今回の釣場の現状維持をお願いします。</p>
137	<p>今回の案に基づく、新たな制限を設けるのは、反対致します。釣りという観光資源の価値をより、検討すべきと思いますし、仮に地元住民への迷惑行為等があるのであれば、別の手段を用いる（遊漁券の販売等、ライセンス制の導入）等して制限を加えつつ、バランス感のある施策の施行をお願い致します。</p>